



名務原市図書館
112138268

平成10年7月
各務原市資料調査報告書 第23号

各務原市戦時資料目録

各務原市歴史民俗資料館

刊行に際して

二度とできない貴重な目録

各務原市戦時記録保存事業とも言うような三期の事業の内、二期事業の「各務原市民の戦時写真」の刊行とともに、「平和な21世紀をめざして 各務原大空襲のあった頃」の大展示会が各務原市戦時記録編集委員会の皆様の血が滲むような努力で企画され、更に各務原市歴史民俗資料館職員の手で「各務原市戦時資料目録」が刊行されました。

市民の皆様のご好意によって集められた戦時中の大切な資料目録です。資料の大部分は、航空基地の街各務原でなくては見られないものや、戦争に消えた皆様の尊い遺書なども含まれ、二度とつくることのできない貴重な目録になっています。

目録は二部構成になっています。

はじめは「資料解説」で写真の品物を例に、当時の状況を解説しています。たとえば、「陸軍の階級」の項では、階級章の写真を基にして二等兵から大将までの階級が解説されています。市民の皆様から寄せられた資料を当時の社会の仕組みの中に位置付けて説明しようとする試みです。

第二は、文字通り「資料目録」で7,000点に余る資料が整理されて掲載されています。

中には、戦争の思い出として家庭に残しておきたいものもあったことでしょうが、戦時資料として、寄贈・寄託いただきました。感謝しています。

この目録は、先に刊行いたしました「各務原市の戦時体験」「各務原市の戦時写真」では不十分であるとか、さらに深く知りたいとか、現物を見たいなどの時、ご利用いただけるように配慮いたしております。課題解決にお役にたつものと思い、お手元にお届けする次第です。

最後になりましたが、本目録作成に際しましてご支援ご指導賜りました「各務原市戦時記録編集委員会委員長」の松田之利岐阜大学地域科学部長様をはじめ、編集委員会の皆様そして、市民の皆様に心よりお礼申しあげます。

平成10年7月吉日

各務原市教育長会 浅野弘光

凡　　例

1. 本資料目録は、「各務原市の戦時記録」刊行事業に伴って、平成9年度までに市民の方から寄贈いただいた戦時下の生活に関わりの深い資料（戦時資料）を分類整理し、目録化して掲載したものである。掲載資料の総数は、7,229点である。

2. 本資料目録は、当館資料分類により、次の項目に従って分類整理を行った。

◇衣料関係 (1) 陸軍 (2) 海軍 (3) 軍人各種記章 (4) 在郷軍人会 (5) 軍人援護団体
(6) 日本赤十字社 (7) 婦人会 (8) 記念章 (9) 航空廠帽子 (10) その他の記念章
(11) 市民の衣服 (12) 市民の日用品 (13) 進駐軍関係

◇食関係 (1) 記念盃 (2) 軍人食器 (3) 代用品等

◇住関係 (1) 軍用品 (2) 生活用品

◇芸能娯楽関係 (1) 紙芝居 (2) レコード・おもちゃなど

◇文献関係 (1) 軍関係 (2) 市民生活関係 (3) 学校関係 (4) 教科書関係
(5) 雑誌・書籍・写真関係 (6) 町村通知文など

◇社会生活関係 (1) 銃弾・爆弾の破片 (2) 銃・刀 (3) 軍工具など (4) 航空機部品
(5) 航空機の工具 (6) 幟・日章旗 (7) 貨幣 (8) 生活用品

尚、北洞自治会文書・三井自治会文書・大伊木自治会文書・前渡村文書・蘇原第一小学校文書については、前号で掲載したので省略した。

3. 資料の記載は、受付番号・年次・資料名・作成者の順である。年次は、年号・年・月（一部年号・年）までとし、日は省略した。年月日未詳のものは、不明のまま記載した。数量は、複数あるもののみ資料名の後に記載した。

4. 本資料目録は、戦時下の生活をより深く理解してもらうために、収集した資料のうち65点の資料について、写真と資料解説を掲載した。

5. この資料目録の作成は、各務原市歴史民俗資料館の小林重樹・鷺見隆司・坪内廣清・吉田久枝・松岡初美が担当した。

目 次

◎ 序

◎ 凡 例

◎ 目 次

◎ 資料解説 1

◎ 資料目録 戰時資料一覽表 45

資 料 目 錄 56

戦時資料寄贈者 154

◎ 編集後記

資 料 解 說

衣料関係

官給品（陸軍）



官給品（陸軍）

連隊区へ出頭・入營すると、新兵たちは各中隊に配属され、兵舎へ行き身体検査後、4～8組の内務班に分けられます。

各自に軍服や軍靴が支給されてから昼食となります。昼食後は講堂に集合し、軍人勅諭を奉唱し、誓詞書に署名します。中隊幹部の紹介、中隊長の訓示で解散。班内に帰って軍隊手帳をはじめ官給品が支給された後、身辺整理です。

官給品は次のようにです。

襦袢	袴下	夏冬衣袴	雨衣	外被	靴下	襟布	脚絆	軍靴	軍帽
りゅくばん	こした	いこ	あまい	がいひ	くつした	えりふ	きゃほん	ぐんか	ぐんぼう
略帽	雜囊	鐵かぶと	被甲	水筒	飯盒	背囊	天幕	營内靴	上靴
りょくぼう	ざつとう	てつかぶと	ひこう	みずづつ	はんごう	はいのう	てんまく	えいないか	じょうか

小銃 銃剣 兵用帶革などです。

日本陸軍では、小銃・銃剣などの兵器は天皇からの預かり品として大切に扱われました。

- ・軍 服 夏冬衣袴
- ・襦袢・袴下 下着（綿製品）
- ・雨 衣 雨ガッパ
- ・外 被 防寒コート
- ・靴 下 綿の筒形
- ・襟 布 軍服の襟下に付ける
- ・卷 脚 絆 ひざ下に巻く脚絆

陸軍将校の軍装

陸軍将校の軍装



日本陸軍の軍人階級は、上から将官（大将、中将、少将）、佐官（大佐、中佐、少佐）、尉官（大尉、中尉、少尉）、准士官（准尉）、下士官（曹長、軍曹、五長）、兵（兵長、上等兵、一等兵、二等兵）となっており、大尉より少尉までを将校といいました。

将校の進級は、尉官は抜てきと先任順、佐官は抜てきでした。将校の軍装品は衣袴・雨衣・外被・軍帽・鉄かぶと・水筒・飯盒・図嚢・背囊・長靴・拳銃・双眼鏡・軍刀・将校行李などです。

将校の軍刀は実用兵器として重要視されました。官給品もありましたが、私物も許されていました。

巻 脚 紣

巻 脚 紣



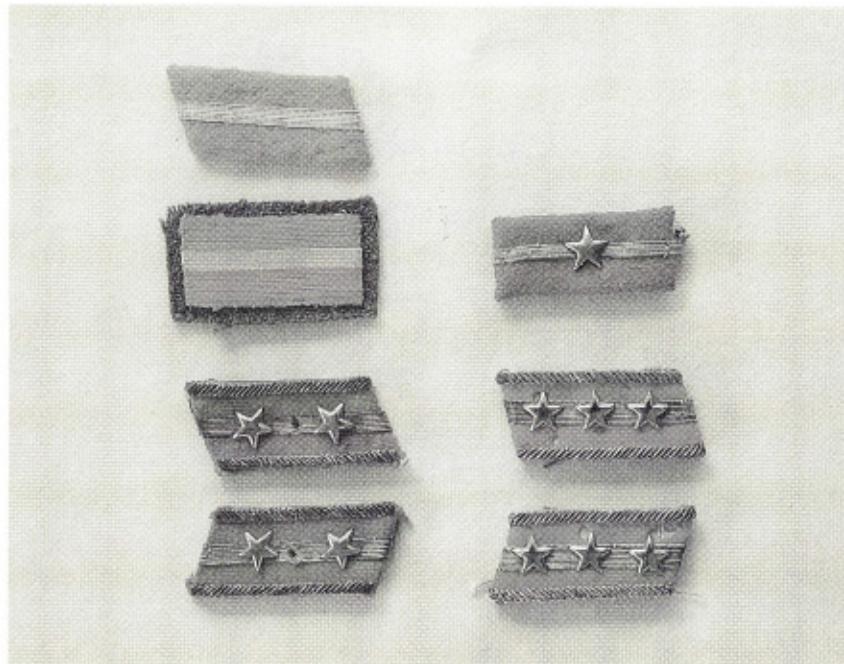
脚紺は労働の時、向こうずねを保護するため巻きつける木綿の布です。巻脚紺が陸軍で使用されるようになったのは、日露戦争後の明治39年（1906）からで、軍服がカーキ色になってからです。

巻脚紺は幅9cm、長さ240cmの厚手の布に、150cmくらいの紐をつけたもので、ズボンの上から両ひざ下に巻きつけます。

戦時中は軍人だけでなく、中学生・巡査・警防団員はもとより、すべての男子が防空服装として外出時は巻脚紺を着用しました。

なお、ゲートルとも言われましたが、フランス語が敵性語とされてから巻脚紺といいました。海軍は、こはぜで止める白い布脚紺が使用されました。

陸軍の階級章



陸軍の階級

軍人とは陸海軍の兵籍がある者で、武官と兵に分かれています。武官は将校、将校相当官、海軍特務士官、准士官、士官です。兵は国民の義務として兵役にある者をいいます。軍人は命を的に戦うので、上官の命令には絶対服従で、階級の上下関係は極めて厳しいものでした。

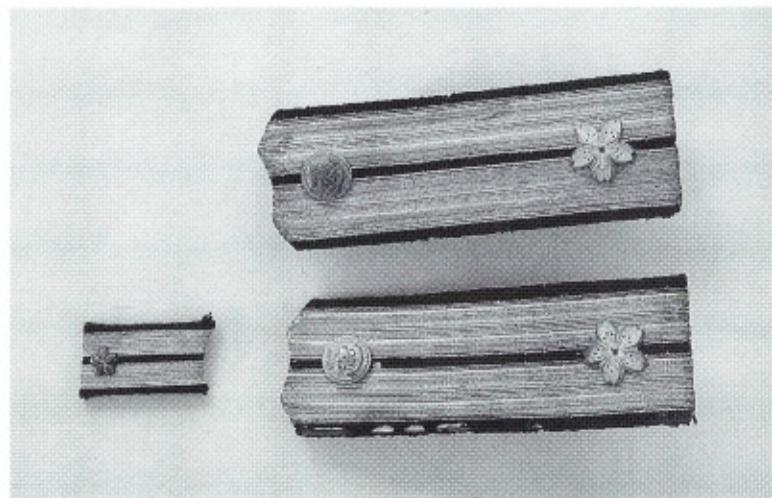
階級章ははじめ肩につけていましたが、後に襟につけるようになりました。

下の表は終戦時の陸軍の階級です。

法務部	軍楽部	獣医部	衛生部	経理部	技術部	兵科	
法務准尉	軍樂准尉	准 獣 医 尉	衛 生 工 標	裝 鏡 工 標	主 計 工 標	建 技 工 標	憲 兵 准 尉
		醫 尉	工 標	工 標	工 標	准 尉	准 尉
法務曹長	軍樂曹長	曹 獣 医 長	衛 生 曹 長	裝 鏡 曹 長	主 計 曹 長	建 技 曹 長	憲 兵 曹 長
法務軍曹	軍樂軍曹	軍 獣 医 曹	衛 生 軍 曹	裝 鏡 軍 曹	主 計 軍 曹	建 技 軍 曹	憲 兵 軍 曹
法務伍長	軍樂伍長	伍 獣 医 長	衛 生 伍 長	裝 鏡 伍 長	主 計 伍 長	建 技 伍 長	憲 兵 伍 長
法務兵長	軍樂兵長		衛 生 兵 長		技術 兵 長	憲 兵 兵 長	
上法等兵務	上軍等兵業		上衛等兵生		上技等兵術	上憲等兵兵	
			一衛等兵生		一技等兵術	一等兵	
			二衛等兵生		二技等兵術	二等兵	

法務部	軍樂部	獣医部	衛 生 部	裝 鏡 部	建 技 部	兵 科		大 將	將 任 官
	中 法 將 務		中 獣 將 医		中 藥 將 剤	中 軍 將 医	中 主 將 計	中 建 將 技	中 術 將 術
						將 刮	將 医	將 計	將 技
	少 法 將 務		少 獣 將 医		少 藥 將 剤	少 軍 將 医	少 主 將 計	少 建 將 技	少 術 將 術
						將 刮	將 医	將 計	將 技
	大 法 將 務		大 獣 將 医		大 藥 將 剤	大 軍 將 医	大 主 將 計	大 建 將 技	大 術 將 術
						將 刮	將 医	將 計	將 技
	中 法 佐 務		中 獣 佐 医		中 藥 佐 剤	中 軍 佐 医	中 主 佐 計	中 建 佐 技	中 術 佐 術
						佐 刮	佐 医	佐 計	佐 技
	少 法 佐 務		少 獣 佐 医		少 藥 佐 剤	少 軍 佐 医	少 主 佐 計	少 建 佐 技	少 術 佐 術
						佐 刮	佐 医	佐 計	佐 技
	大 法 佐 務		大 獣 佐 医		大 藥 佐 剤	大 軍 佐 医	大 主 佐 計	大 建 佐 技	大 術 佐 術
						佐 刮	佐 医	佐 計	佐 技
	中 法 佐 務		中 獣 佐 医		中 藥 佐 剤	中 軍 佐 医	中 主 佐 計	中 建 佐 技	中 術 佐 術
						佐 刮	佐 医	佐 計	佐 技
	少 法 佐 務	少 軍 佐 業	少 獣 佐 医	少 藥 佐 剤	少 軍 佐 医	少 主 佐 計	少 建 佐 技	少 術 佐 術	少 佐
						佐 刮	佐 医	佐 計	佐 技
	大 法 事 劅 務	大 軍 事 劅 務	大 獣 事 劊 務	大 藥 事 励 務	大 軍 事 励 務	大 主 事 励 務	大 建 事 励 務	大 術 事 励 務	大 劍 事 励 務
						事 勉	事 勉	事 勉	事 勉
	中 法 事 劅 務	中 軍 事 劊 務	中 獣 事 励 務	中 藥 事 励 務	中 軍 事 励 務	中 主 事 励 務	中 建 事 励 務	中 術 事 励 務	中 劍 事 励 務
						事 勉	事 勉	事 勉	事 勉
	少 法 事 劊 務	少 軍 事 勉	少 獣 事 勉	少 藥 事 勉	少 軍 事 勉	少 主 事 勉	少 建 事 勉	少 術 事 勉	少 劍 事 勉
						事 勉	事 勉	事 勉	事 勉

海軍の階級章



海軍の階級

海軍軍人は士官（将校、将校相当官）、特務士官、准士官、下士官、兵に分かれ、各科に属していました。海軍は艦艇をもっているので、機関科、造船科、造機科、造兵科、水路科という科がありました。下の表は終戦時の海軍の階級です。

法務科	技術科	主計科	看護科	軍楽科	兵科					科
					工作科	機関科	整備科	飛行科	水兵科	
兵法曹長務	兵技曹長術	兵主曹長計	兵衛曹長上	兵軍曹長上	工兵曹長作	兵機曹長作	兵整曹長作	兵飛曹長作	兵曹長行	准士官
法務兵曹等	技術兵曹等	主計兵曹等	看護兵曹等	軍樂兵曹等	工作兵曹等	機関兵曹等	整備兵曹等	飛行兵曹等	上等兵曹等	下士官
法務兵曹等	技術兵曹等	主計兵曹等	看護兵曹等	軍樂兵曹等	工作兵曹等	機関兵曹等	整備兵曹等	飛行兵曹等	一等兵曹等	兵
法務兵曹等	技術兵曹等	主計兵曹等	看護兵曹等	軍樂兵曹等	工作兵曹等	機関兵曹等	整備兵曹等	飛行兵曹等	二等兵曹等	
法務兵曹等	技術兵曹等	主計兵曹等	看護兵曹等	軍樂兵曹等	工作兵曹等	機関兵曹等	整備兵曹等	飛行兵曹等	三等兵曹等	
法務兵長	技術兵長	主計兵長	看護兵長	軍樂兵長	工作兵長	機関兵長	整備兵長	飛行兵長	水兵長	
法務兵等	技術兵等	主計兵等	看護兵等	軍樂兵等	工作兵等	機関兵等	整備兵等	飛行兵等	水上兵等	
技術兵等	主計兵等	看護兵等	軍樂兵等	工作兵等	機関兵等	整備兵等	飛行兵等	水兵等		
技術兵等	主計兵等	看護兵等	軍樂兵等	工作兵等	機関兵等	整備兵等	飛行兵等	水兵等		

将校相当官								将校	区分	
軍樂科	法務科	技術科	主計科	看護科	科	齒科医	薬剤科	軍医科	兵科	科
									大將	親任
	中法將務	中技將術	中主將計					中軍將医	中將	將勅任官
	少法將務	少技將術	少主將計					少軍將医	少將	官
	大法佐務	大技佐術	大主佐計					大軍佐医	大佐	佐
	中法佐務	中技佐術	中主佐計					中軍佐医	中佐	佐奏任官
	少軍佐務	少技佐術	少主佐計					少軍佐医	少佐	官
	大法尉務	大技尉術	大主尉計					大軍尉医	大尉	尉財任官
	中法尉務	中技尉術	中主尉計					中軍尉医	中尉	
	少法尉務	少技尉術	少主尉計					少軍尉医	少尉	

ほうこうぶくろ
奉公袋



奉公袋

昭和2年（1927）に徴兵令が改正され、男子17歳～40歳まで兵役につくことが定められました。

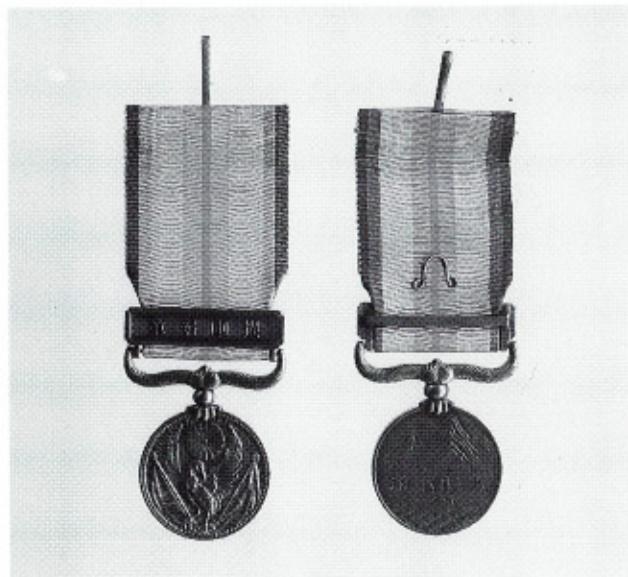
徴兵検査を受け、甲・乙と判定された者が、現役兵として2年間（海軍は3年間）兵役に服しました。召集令状が届くと、日章旗に武運長久の寄せ書きと千人針を作ってもらい、何本もの出征の祝い幟の中、連合司令部に出頭しました。

入営するとき、その必要品を入れて持っていく袋を奉公袋（海軍は応召袋）と言いました。在郷軍人はこの袋を常に準備していました。

奉公袋に入していくものは、軍隊手帳・勲章記章・適任証書・召集及び点呼令状・その他貯金通帳などです。

海軍では、履歴表・勲章記章・印判・召集令状・または点呼令状・海軍在郷軍人須知などです。

支那事変従軍記章



従軍記章

従軍記章は、明治8年（1875）4月に「従軍牌」として定められましたが、翌年11月に「従軍^{はい}記章」と改称されました。従軍記章は、従軍あるいは戦役・事変に関係した軍人、軍属をはじめ、文官・民官にも与えられました。

明治以後の従軍記章は9種類です。

- 1 明治7年従軍記章
 - ・明治7年5月22日から台湾出兵に際して出されたもの。当時は従軍牌と呼ばれました。
- 2 明治27、8年従軍記章
 - ・明治28年10月8日に制定。日清戦争
- 3 明治33年従軍記章
 - ・明治35年4月19日制定。北清事変
- 4 明治37、8年従軍記章
 - ・明治39年3月30日制定。日露戦争
- 5 大正3、4年従軍記章
 - ・大正4年11月5日制定。青島攻略
- 6 大正3年乃至9年戦役従軍記章
 - ・大正9年3月1日制定。シベリア出兵
- 7 昭和6年乃至9年事変従軍記章
 - ・昭和9年7月21日制定。満州事変
- 8 支那事変従軍記章
 - ・昭和14年7月26日制定
- 9 大東亜戦争従軍記章
 - ・昭和19年6月21日制定（制定されたが交付はされなかった。）

きん しくんしょう
金鵄勲章

金鵄勲章



金鵄勲章は明治23年（1890）、皇紀250年を記念して制定された勲章です。図柄は神武天皇東征の時、天皇の弓先に金の鵄がとまつたという伝承に基づいています。

この勲章は功1級から7級に区分され、年金が支給されました。1級900円から7級65円までです。年金は終身年金でした。

ちなみに、功1級の授受者は、海軍では東郷平八郎、山本権兵衛、山本五十六、陸軍では山形有朋、乃木希典、児玉源太郎など有名です。

なお、昭和15年4月以降は、どんな功績があっても生存者には授与されませんでした。児玉大将、山本五十六元帥ですら死没後の授与でした。

とう よう しょう
桐葉章

勲 章



国家に功績のある者に対する栄典で、戦前は次のような勲章がありました。

菊花章（偉勲）・旭日章（男子の勲功）は勲1等より勲8等までで、7～8等は桐葉章といいます。

瑞宝章（男女の功労）、宝冠章（女子の勲功）は勲1等より勲8等までです。金鵄勲章（武功、年金を伴う）・文化勲章は、軍人・官僚の権威の象徴とされました。

現在資料館にあるのは、旭日章6等、桐葉章7～8等、瑞宝章7～8等、金鵄勲章7級で、軍人に授与されたものです。

在郷軍人会徽章 きしょう



在郷軍人会

兵営生活を終わった者を予備軍として、軍事的に組織した団体が在郷軍人会です。帝国在郷軍人会が組織されたのは、明治43年（1910）で、はじめは陸軍だけでしたが、大正3年（1914）には海軍も吸収しました。昭和11年（1936）9月に軍の正式な公的機関となりました。

在郷軍人会の目的は「軍人精神を鍛練し軍事能力を増進するを以て本旨とし、延て社会公益を図り風教を振作し恒に国家の干城国民の中堅たるの実を擧ぐる」とあり、組織は連合支部、支部、連合分会、分会からなっていました。

分会ごとに会旗が備えられ、会員は右胸部に在郷軍人会徽章を付けました。

活動としては、出征・帰還・出征遺族慰問・軍事講演会など、軍隊と国民を結合する役割を果たしました。

昭和19年（1944）11月現在、在郷軍人会員数は585,5万人で、召集不可能者は155,3万人であったと言われています。

愛國婦人会・国防婦人会のたすき



愛國婦人会・国防婦人会

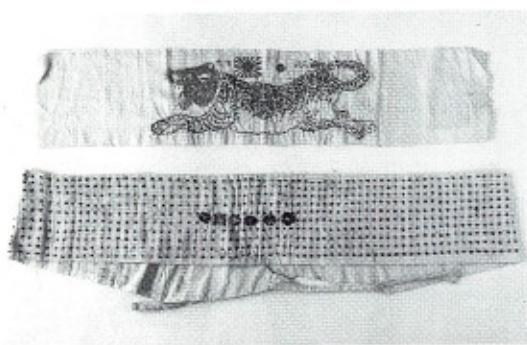
愛國婦人会は明治34年（1901）に華族や将官夫人・名士夫人を中心にして発足し、厚生省の監督指導のもとに発展しました。傷病兵や遺族保護をはじめ、農村託児所の開設などの社会事業も行いました。昭和12年（1937）末には会員数388万人でした。各務原の各村でも組織され、活動を行いました。

大日本国防婦人会は、昭和7年（1932）に、陸海軍省の指導のもとに発足し、エプロンに白たすき姿で、出征兵士の送迎・国防献金・貯蓄奨励・国防訓練など大衆婦人を動員して戦争に協力しました。昭和16年（1941）には会員数1,000万人に達しました。

昭和17年（1942）に政府の指導によって二つの団体は統合されて、大日本婦人会となりました。各婦人会は活動の時は胸に会員章をつけ、たすきをかけて活動しました。

せん にん ぱり 千人針

千人針



千人針は、戦場に赴く出征兵士のために、その武運長久を願って、一人一針ずつ千人の女性から千個の赤糸の縫い玉を作ってもらった布のことです。布は白の晒木綿おもむきがつかわれました。

この千人針の風習は、日清・日露戦争の頃から行われ、「虎は千里を行って千里を帰る」との故事にちなんだといわれています。はじめは寅年生まれの女性だけが赤玉を縫いつけていたようです。

日中戦争が拡大するにつれ、街角で寅年生まれに限らず道行く婦人に一針一針を求める姿が見受けられました。

千人針の中には、死線（四銭）を越える意味で五銭玉を、苦線（九線）に勝つ意味で十銭玉を縫い付けたものもありました。兵士は千人針を腹巻きにしました。

国 民 服

国民服



昭和15年（1940）、国民服令によって制定されたのが国民服です。国民服は2種類あり、軍服転用可能な立折襟式の一般向けのものと、白襟・白付袖と儀礼章を右ポケットにつけることにより礼服に使用できるものがありました。

国民服は当初なかなか普及せず、戦争末期の昭和19年（1944）になって普及はじめました。

たいれいきねんしょう
大礼記念章



記念章

記念章は皇室・国家の典儀や大事業を記念して設けられたものです。勲章と同様に扱われました。次の12種が制定されています。

- 1 帝国憲法発布記念章（明治22年8月2日制定）
- 2 大婚25年祝典之章（明治27年3月5日制定）
- 3 皇太子渡韓記念章（明治42年3月27日制定）
- 4 韓国併合記念章（明治45年3月28日制定）
- 5 大礼記念章（大正4年8月12日制定）
- 6 戰捷記章（大正9年9月16日制定）
- 7 第一回国勢調査記念章（大正10年6月16日制定）
- 8 大礼記念章（昭和3年7月31日制定）
- 9 帝都復興記念章（昭和5年8月12日制定）
- 10 朝鮮昭和5年国勢調査記念章（昭和7年7月16日制定）
- 11 紀元二千六百年祝典記念章（昭和15年7月26日制定）
- 12 支那事変記念章（昭和17年9月25日制定）

大礼記念章とは、天皇の即位の式に招かれた者が賜った記念章です。

もんべ



もんべ

国民服の制定にともない、厚生省は、昭和17年（1942）、婦人改良服を企画し、洋服型の甲型・和服式の乙型・一部式・二部式・防空服の5種を発表し、婦人標準服と名づけました。

防空演習や勤労動員、買い出しなど活動的な服装が必要となり、婦人標準服の中で最も普及したのが和服式の二部式（もんべ）でした。これは、戦後も機能性が買われ、物質不足の中よく利用されました。

警防団服



警防団

昭和14年（1939）1月24日に交付された警防団令によって、従来からあった消防組と防護団が改組統合して半官半民の警防団が生まれました。

警防団の団長・副団長は市町村長と助役が務め、団員は17歳以上55歳までの区域内の住民の中から警察署長が任命しました。

昭和14年8月24日、内務省は「家庭防空隣保組織要綱」を定め、家庭防火群を警防団の指揮下において訓練しました。町内会（部落会）組織が整備されると、家庭防空群は隣組の一組織に入りました。

太平洋戦争がはじまると、防空頭巾ともんべ姿の婦人会・隣組の住民は、警防団の指揮のもと、消防・救護・避難・交通整理・応急復旧などの訓練をしました。戦争末期には、たけやり竹槍の訓練も行いました。

警防団員は、黒の戦闘帽に黒襟付きのカーキ色の上下の制服、黒の巻脚絆、警防団手帳持参といういでたちでした。

紙製かぶと

紙製かぶと



昭和13年（1938）、政府は物資動員のため家庭内の鉄類や貴金属の回収をすすめる一方で、代用品産業の助成にも努めました。

代用品の素材は、紙・陶・竹が多く、紙製のものは、電灯カバー・紙製洗面器・紙製のかぶと（ヘルメット）、竹製のものはヘルメット・バックなど、陶製のものは洗面器・湯たんぼ・アイロンなどがありました。

紙製かぶとは、紙を圧縮して硬くして作ってあります。国内の在郷軍人会などで使用したようです。防空頭巾同様空襲が激しくなると常時携帯することになりました。

防空頭巾

防空頭巾



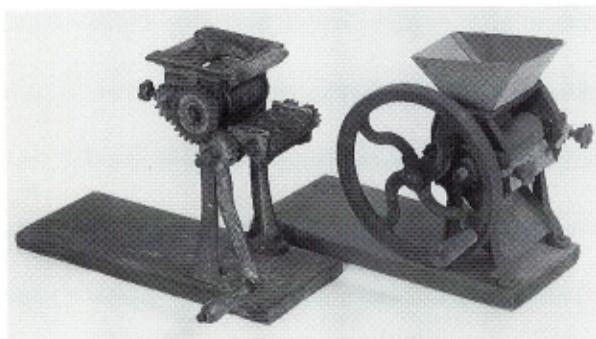
昭和19年（1944）11月の東京空襲当時の「防空用具」は、男女とも鼻と口、肩をおおった頭巾をつけ、その上に鉄かぶとをかぶっていました。防毒マスク・手袋、巻脚紳、地下足袋、女性はもんぺにズック靴をという身ごしらえでした。

空襲を経験するにつれ、鉄かぶとより防空頭巾が多くなりました。防空頭巾の長所としては、次の点があげられます。

- ア. 家庭で容易に作ることができる
 - イ. 持ち運びが軽くて便利
 - ウ. 編入りなので、冬期・夜間の防寒用によい
- 初めは、女性専用でしたが、次第に男性・学童の必需品となりました。

食 関 係

製麵機



製麵機

6大都市を皮切りに開始された米の配給は、昭和17年（1942）3月までに全国に拡大されました

戦争の激化にともなって、米の生産量も昭和12年（1937）を100とした場合、下表のように年々減少しています。

配給米が基準通り国民に配給できず、米の不足を補うため、麦類・小麦粉・高りゃん・とうもろこし・豆類・芋類等の代用食品が支給されました。

製麵機は小麦粉をねって上から入れ、ハンドルを回すとミンチの要領で麵ができます。代用食品の出はじめた頃、製麵機は普及しました。

年	昭12	16	17	18	19
生産指数	100	83	101	95	88

いも 芋裁断機



芋裁断機

各務原一帯はさつまいもの産地でした。戦時中は干甘藷の供出がありました。干甘藷は粉末にして澱粉からアルコールを精製するのです。生いもをスライスし、天日で乾燥させて供出するのです。生いもをスライスするのが芋裁断機です。

隣組歌詞・絵入り湯呑み

隣組



昭和14年（1939）、国民総動員体制の末端組織で10戸内外を単位とし、消防・灯火管制・警報伝達・防護を目的に発足しました。翌昭和15年には、内務省訓令で上意下達・下情上達を目的とした「部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱」が通達されました。

これによって、部落会・町内会・隣保班が制度化され、内務省・警察の指導のもと国策遂行に協力させるための行政機関の補助的役割を果たせりようになりました。

昭和17年（1942）には、大政翼賛会の傘下に入り、住民の登録、物資の配給、貯蓄の奨励、国債の割り当て、労力奉仕、出征兵士の歓送、防空活動など国策遂行の活動をしました。

岡本一平作詩の隣組の歌はピクターレコードから発売されました。

記念盃

満期除隊の記念品



ひとたび入営した者にとって、過酷な軍隊での生活を無事に終え、晴れて除隊することの喜びが、どれほどのものであったかは想像に難くありません。

除隊した者は、記念盃や記念盆などを縁者に贈りました。

陶製やかん



代用厨房具（陶器）

昭和13年（1938）、「物資動員計画」が閣議決定されて以来、多くの民需用金属器が製造中止となりました。この影響をいち早く受けたのが、鍋・釜などの厨房具でした。それらの多くは、生活に必要不可欠の物であり、直接火にかけて使用するので、代用素材は限られました。

全国の金物商が、各窯業産地へ代用品の仕入れに奔走する状況でした。各窯業界も代用品の開発に力を入れました。

主なものをあげてみると、釜・鍋・やかん・おろし金・瓶・栓・栓ぬき・飯盒・ナイフ・フォーク・スプーン・ガスコンロ・各種食器（国民食器を含む）などです。

国民食器は国民服と同じように軍用に即時転用可能な物を、統一規格による大量生産で民間に流通させたものです。これらは、軍用にも利用されました。

住関係

灯火管制用カバー



灯火管制用カバー

昭和13年（1938）4月に灯火管制法が公布され、防空のため外に光が漏れないよう細かい指示が与えられました。

電球は側面に色を塗り、下だけ光る仕組みになっていました。また、笠やカバーは市販の紙製のものや自作の黒い布や紙でおおうものなど、さまざまなものが工夫され作られました。

陶製湯たんぼ



住関係代用生活用品

厨房具と同じように火気の伴った暖房具も比較的早い時期から陶磁器の代用品が開発されました。

湯たんぼは昭和11年（1936）にはすでに生産されています。日常生活用品としては、ストーブ・炭入れ・火ばち・火ばし・五とく・こたつ・足温器などです。

住居関係の代用品としては、戸車・戸すべり・引き出しの取っ手・じょうご・ふすまの手掛け・コンセント・ソケット・電灯笠・通風口・分銅・灰皿・キセル・碁石・マージヤン牌・将棋の駒・仏具一式などがありました。

芸能 娯楽

兵隊人形

兵隊人形



戦時下の少国民の男子の遊びは、時局柄「戦争ごっこ・陣取り・釘さし・ビー玉・メンコ・将棋(兵隊ゴマ)・竹馬」などがありました。女子の遊びとしては、「ゴムとび・お手玉・あや取り・双六」などです。

その他「水・紙・杉鉄砲」「模型飛行機」「こま廻し」などがありました。

幼児の遊び道具から金属製の玩具は供出されて、木製・紙製へと変わりました。双六や将棋のコマも兵隊ものになり、人形も兵隊人形となっていきました。

紙芝居

紙芝居



絵を見せながら物語をする紙芝居は、昭和4年(1929)頃より始まりました。縦20cm、横30cmの厚紙に描かれた20枚の絵が一つの物語となっていました。

自転車の後部に紙芝居上演の木枠を積んで、拍子木を叩き、子どもを集めて見物させ、飴や駄菓子を売っていました。

戦争の激化とともに、町内会・部落会の常会で時局情報の伝達手段としても利用されました。

文 献

日本帝国明治二十七八年従軍記章之証

日清戦争



明治27年（1894）、朝鮮国内での甲午農民戦争に日清両国は出兵し、両国の戦争となりました。これが日清戦争です。日本は戦争に勝利しましたが、欧米の干渉を受け、遼東半島を返還しました。それでも賠償金で金本位制と八幡製鉄所を作りました。また、台湾を植民地としました。犠牲者も多く13,488人でした。そのうちで戦死者は1,417人で、他は赤痢・コレラ・マラリアによるものでした。

除隊となった兵士には、働きに応じて瑞宝章が国から与えられました。出兵した兵士には従軍記章と従軍記章之証が与えされました。

日露戦争感謝状

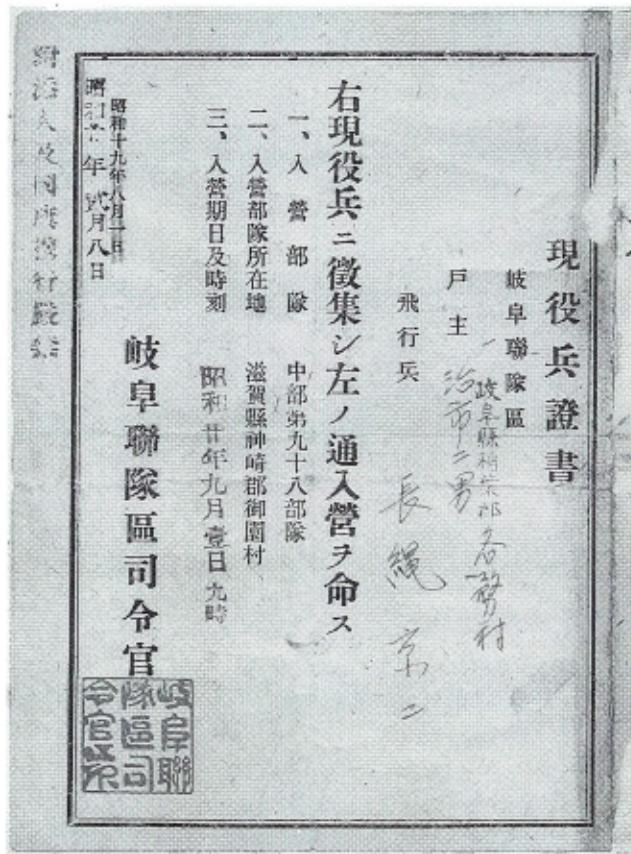
日露戦争



日本は日清戦争の勝利で朝鮮半島から清国の勢力を驅逐しましたが、その後ロシアが進出してきました。明治37年（1904）、日本とロシアは朝鮮・満州の支配をめぐって対立し、戦争になりました。国をあげての戦争で多くの犠牲者を出して戦争は2年で終わりました。この戦いで日本は賠償金が取れず不満もありましたが、朝鮮の植民地化、満州の権益を得て帝国主義国家としての地位を確立しました。

那加村からは124人が従軍し、13人が戦死しました。県知事は従軍した兵士に感謝状と記念杯を贈呈しました。国からは従軍記章と従軍記章之証が与えされました。

現役兵証書



兵役と召集

明治6年（1873）に徴兵令が出され、義務兵役制が確立します。男子は満20歳で徴兵検査を受け、陸軍の場合、甲種合格者は2年間の兵役に服しました。この兵のことを見役兵といいます。また、除隊後も在郷軍人として戦時の動員召集をまつという制度となっていました。徴兵標準と兵役区分については、次の通りです。

徴兵標準（昭和17年）

現役に適する者	甲種	身長1.52m以上にして身体強健なる者
	第1乙種	身長1.50m以上にして身体甲種につぐ強健者
	第2乙種	身長1.50m以上にして身体第1乙種につぐ者
	第3乙種	身長1.50m以上にして身体第2乙種につぐ者
国民兵役に適するも現役に適しない者	丙種	身長1.50m以上にして身体乙種につぐ者 身長1.45m以上、1.50m未満の者にして丁種及戊種に該当せざる者
兵役に適しない者	丁種	身長1.45m未満にして身体精神に特別の異常のある者
兵役の適否を判定し難い者	戊種	疾病中又は病疫其の他にの事由に因り甲種又は乙種と判定しがたきも、その翌年には甲種又は乙種に合格の見込ある者

兵役区分（昭和17年）

兵役区分		服役年限		就役区分
		陸軍	海軍	
常備兵役	現役	2年	3年	現役兵として召集された者
	予備役	15年4月	12年	現役を終了し戦時に召集された者
補充兵役	第一補充兵役	17年4月	1年	現役兵に欠員が出た時の補充要員
	第二補充兵役	17年4月 但し海軍の 第一補充兵役を終りたる 者は16年4月	11年4月	戦時要員、第二種乙の者
国民兵役	第一国民兵役	年齢40歳迄		戦時要員
	第二国民兵役	年齢17歳より40歳まで		上記の兵役にない者全員

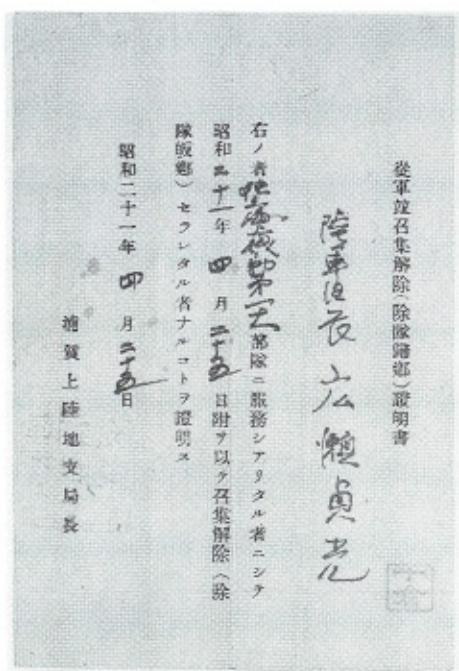
臨時召集・充員召集・国民兵召集の令状は、紙が赤かったことから、俗に「赤紙」といわれていました。海軍の充員召集令状は紅色、防衛召集の待命令状は陸・海軍とも淡青色、同召集令状は淡紅色でした。その他の召集令状は陸海軍とも白色でした。

陸海軍の召集の種類は次のようにでした。

陸 軍	海 軍
充員召集	充員召集 —— 紅色
臨時召集	演習召集
国民兵召集	補欠召集
	勤務召集
演習召集	防衛召集 —— 淡青色
教育召集	
補欠召集	
防衛召集 —— 淡青色	

除隊帰郷証明書

従軍証明書・除隊帰郷証明書



昭和20年（1945）8月15日、日本はポツダム宣言を受け入れて無条件降伏しました。内地・外地にいた日本軍人、5,472,400人は現地で武装解除され、復員軍人として郷里に帰りました。

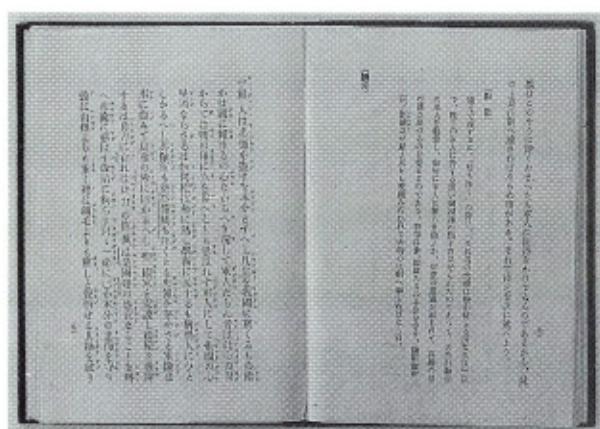
武装解除され、復員する時に発行されたのが、従軍証明書、従軍並召集解除（除隊帰郷）証明書です。

帰国した時、軍人の一時恩給・恩給の支給に必要な証明書となったり、軍事郵便貯金の引き出しの時の証明書、外地から内地に復員して郷里に帰る列車のキップを買う時の証明書などにもなりました。

ちなみに、昭和20年（1945）8月15日現在外地にいた日本軍人は、304万人強でした。

軍人勅諭

軍人勅諭

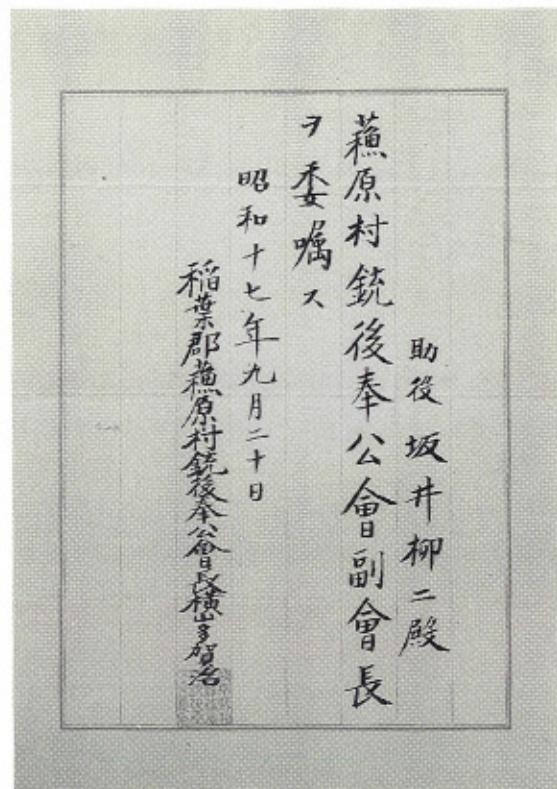


明治政府の陸軍卿山県有朋は、軍隊の中立化と統帥権の独立を目的とし、忠実・勇敢・服従を軍人の主要徳目とした軍人訓戒を定め、山県有朋の名で全軍に令達しました。

山県有朋の令達した軍人訓戒をさらに整備させ、軍隊を直接天皇に結合させる天皇制軍隊とし、軍人精神育成を目的とした軍人勅諭を明治15年（1882）1月4日に軍人に下しました。

- 1. 軍人は忠節を尽すを本分とすへし
- 1. 軍人は礼儀を正しくすへし
- 1. 軍人は武勇を尚ふへし
- 1. 軍人は信義を重んすへし
- 1. 軍人は質素を旨とすへし

銃後奉公会委嘱状



銃後奉公会

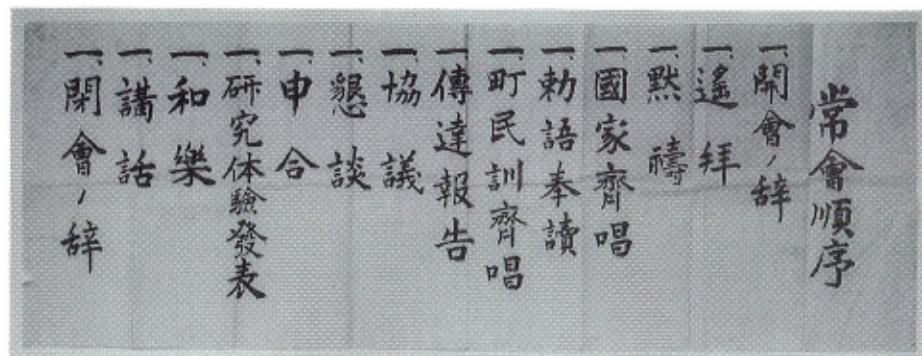
1938年（昭和13年）、今まであった帝国軍人後援会・軍人後援会・振武育英会の三つの軍事援護団体は解散し、1939年（昭和14年）1月に、厚生・内務・陸軍・海軍の4大臣の訓令でもって銃後奉公会が組織されました。

銃後奉公会は市町村に漏れなく支部をつくり活動しました。その主な事業は、

- (1) 兵役義務心の高揚
- (2) 隣保相扶の道義心の振作
- (3) 兵役義務履行の準備
- (4) 応召軍人・傷痍軍人遺族の援護
- (5) 労力奉仕
- (6)弔慰・慰問など
- (7) 身上家事相談
- (8) 軍事援護思想の普及

などです。

常会順序



(那加北洞自治会に現存するもの)

常　会

隣組は、昭和15年（1940）に、「部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱」によって発足した地方末端組織です。

市町村の区域を分けて、市街地は町内会、部落には部落会を組織し、その下に10軒ぐらいの単位で隣組をおきました。隣組は隣保班といいました。

常会は町内会・部落会・隣保班で行われる定期的な会合です。町内会・部落会の常会は隣保班長等が出席し、隣組の常会は構成する全戸の世帯主が出席して、常会順序にしたがって次のようなことが話し合われました。

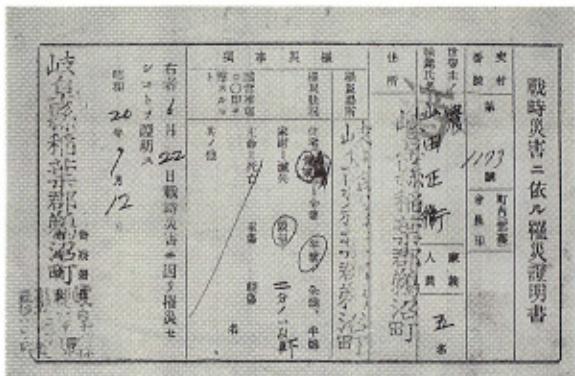
昭和16年12月24日号の週報の常会のページ

1. 必勝の誓い
2. 国民皆勤の決戦生活確立
3. 国土防衛の強化徹底
 - (イ) 防空準備と心構え
 - (ロ) 流言蜚語に対する心構え
 - (ハ) 防諜と外人の取扱い方
 - (ニ) 食糧に対する不安除去と消費の規制
4. 170億貯蓄の達成
5. 鉄銅回収の強化

伝達文書は、役場→町内・部落会長→隣保班長→各戸、の順序で回覧されました。

罹災証明書

罹災証明書



罹災証明書とは、空襲で家を焼け出された人に對して役所や警察・隣組長から発行された文書です。

初期の段階では、いくつかの決まった様式があり、裏面に鉄道乗車券の割引証明書や配給証明書付きのものもありましたが、空襲でそれらの発行も困難となり、ガリ版刷りの応急的な証明書も多数発行されました。

証明書として有効であれば、罹災者にはわずかですが、毛布・布切れ・米・味噌・醤油・木炭・鍋・釜などの特別配給を受けることができる所もありました。

引揚証明書

引揚証明書



昭和20年（1945）8月15日の終戦により、海外の軍人・軍属や一般邦人が帰国することになりました。その引揚げ業務を担当した官庁が引揚援護庁です。講和条約締結後の昭和29年（1954）4月1日以後は、厚生省の引揚援護局が担当しました。地方の引揚援護局は、浦賀・舞鶴・呉・下関・博多・佐世保・鹿児島の7箇所にありました。

引揚援護局は海外からの引揚者に、引揚証明書を発行しました。証明書は「移動証明」「引揚乗車票の交付」「食糧特配券の交付」などに必要な証明書でした。

大東亜戦争割引国庫債券



戦時国債

昭和6年（1931）の満州事変以後、戦争は拡大し、昭和12年（1937）の日中戦争へと広がりました。

戦争による増大した戦費をまかなうため、公債発行に関する法律を公布して、軍事費を国債で調達しようと考えました。

・支那事変公債（昭和12年）

25円・50円・100円・500円の4種、年利3分5厘

・戦時報国債券（昭和15年）

5円・10円、無利子、元金償還10年後

日中戦争勃発により、太平洋戦争終結までの戦争のための臨時軍事特別会計の歳出額は、1,654億1,377万円強で、当時の一般会計の累計決算額の約2倍にあたりました。この臨時軍事費の財源は、「公債借入金」が大半で、その額は1497.9億円（90%）にのぼります。

戦時郵便貯金切手

弾丸切手・福券



弾丸切手は戦時郵便切手といい、昭和17年（1942）6月に売り出されました。売り出し額は2円で、賞金は一等1,000円でした。5枚以上まとると郵便局に預けることもできました。

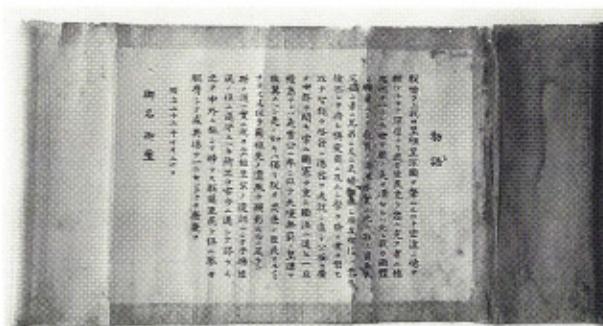
貯蓄債券と似たものに「福券」があります。

昭和19年（1944）9月に第一回が売り出され、10円で一等が5万円という高額の賞金が現金で支払われるというものです。当選者には国債の購入が奨められ、元金の償還は20年後で無利子でした。当選個数は10万通につき、一等1個、二等500円9個で、前後賞もありました。

これによる収入金は直接国債消化資金にあてられました。

教育勅語

教育勅語

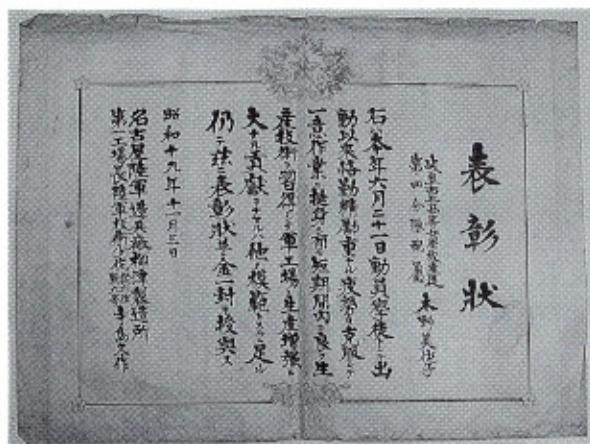


文明開化に伴う啓蒙思想、自由民権思想の高揚に対して、保守的思想家の天皇側近者たちは、天皇が教育の基本精神を「教育勅語」（明治23年発布）として定めることにより、国民の思想・教育の統一をはかると考えました。仁義忠孝を教学の根本にする儒教的王道論に立ち、道德政治の実現を目的としました。

写真は、更木尋常高等小学校に安置されていた教育勅語です。

学徒勤労動員生徒の表彰状

学徒勤労動員



学徒の勤労動員は、昭和12年（1937）、国民精神総動員運動の一環として始まりました。日中戦争の拡大によって兵力の動員がすすむと、軍需工場では労働力が不足しました。

昭和16年（1941）に「青少年学徒食糧増産実施要綱」が出され、中等学校の学徒は年間30日以内勤労奉仕に出るようになりました。しかし、戦局の長期化により、学徒（中・女学校）の勤労動員も恒常化するようになりました。

昭和19年（1944）、中・女学校の5年生は4月から、2～4年生は7月頃から授業停止となって軍需工場に通年動員となりました。1年生も学校工場で働き、国民学校の高等科生も工場に動員されました。

各務原の軍需工場でも、多くの学徒が働いていました。

青年訓練所の操行優良賞状

青年訓練所



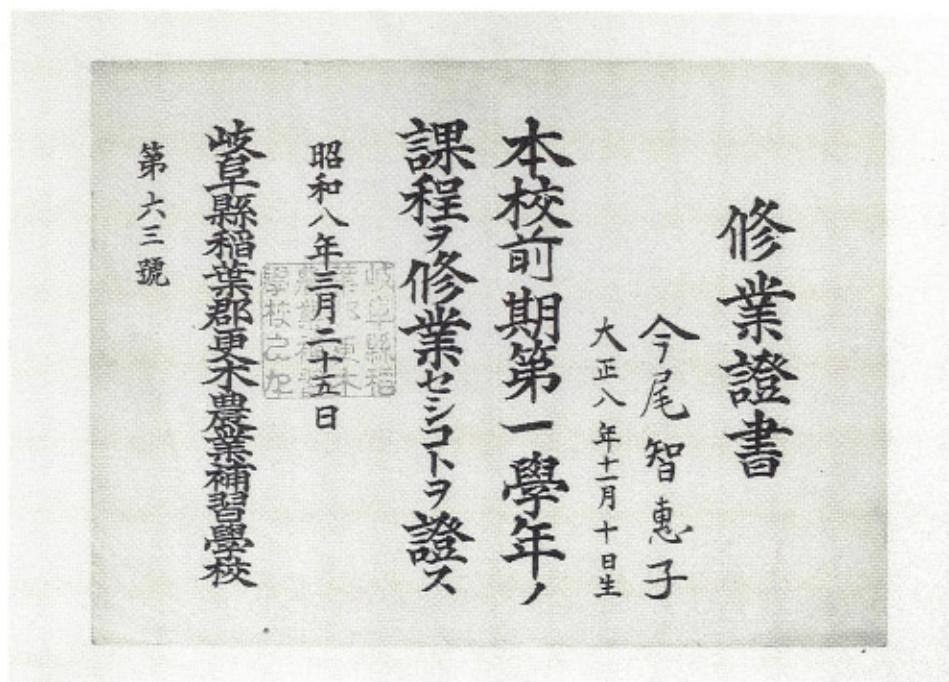
大正14年（1925）、内務省・文部省の共同訓令「青年団体の指導育成、設置基準について」によって、陸軍が主張する方向で青年訓練所の設置が決着しました。

大正15年（1926）4月、「青年の心身を鍛練して国民たるの資質を向上せしむる」を目的に、青年訓練所が発足しました。

教育内容は最低4年を通じて、修身および公民科100時間、普通科200時間、職業科100時間、教練（主に軍事教練）400時間と定められました。

各務原の各村には「○○村青年訓練所」が開所しました。

農業補習学校修業証書

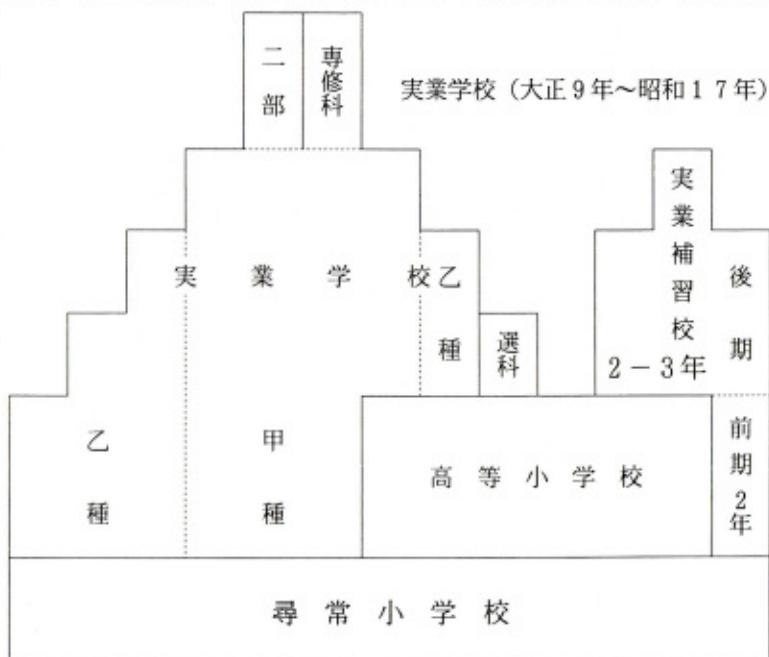


農業補習学校

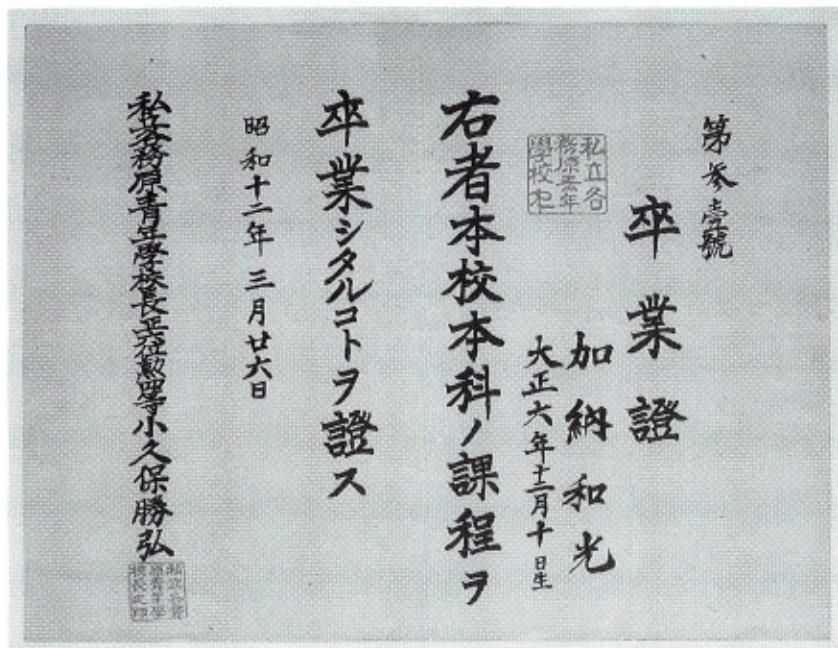
実業補習学校（農業補習学校など）は、実業学校の一種ですが、小学校卒業者に対する補習教育機関であって、中等教育機関ではありません。

尋常小学校を卒業して職業に就く者には、前期2年間、後期2~3年間の職業教育をしました。男子は夜間授業で週に6~8時間の授業を実施しました。主な実業補習学校としては、農業・工業・商業・水産・商船・裁縫などがあり、昭和10年（1935）には約15,000の実業補習学校がありました。その内12,000校は農業補習学校でした。学校は小学校に併設されており、小学校教員が兼任しました。教育内容は、職業と公民に重点をおいていました。

昭和10年（1935）に青年訓練所を合併して青年学校になりました。各務原の各村には農業補習学校が小学校におかれています。



青年学校卒業証書



青年学校

実業補習学校と青年訓練所は昭和10年（1935）に、青年学校令によって青年学校となりました。青年学校は小学校後の2年の普通科で、その上に男子5年、女子3年の本科、さらにその上に1年の研究科がおかれていました。昭和14年（1939）4月、青年学校令の改正により義務制となりました。青年学校の入校年齢は満12歳以上、19歳未満で、授業時数は普通科210時間以上とされました。各学年における各授業および訓練科目の授業時数は下記の表の通りです。

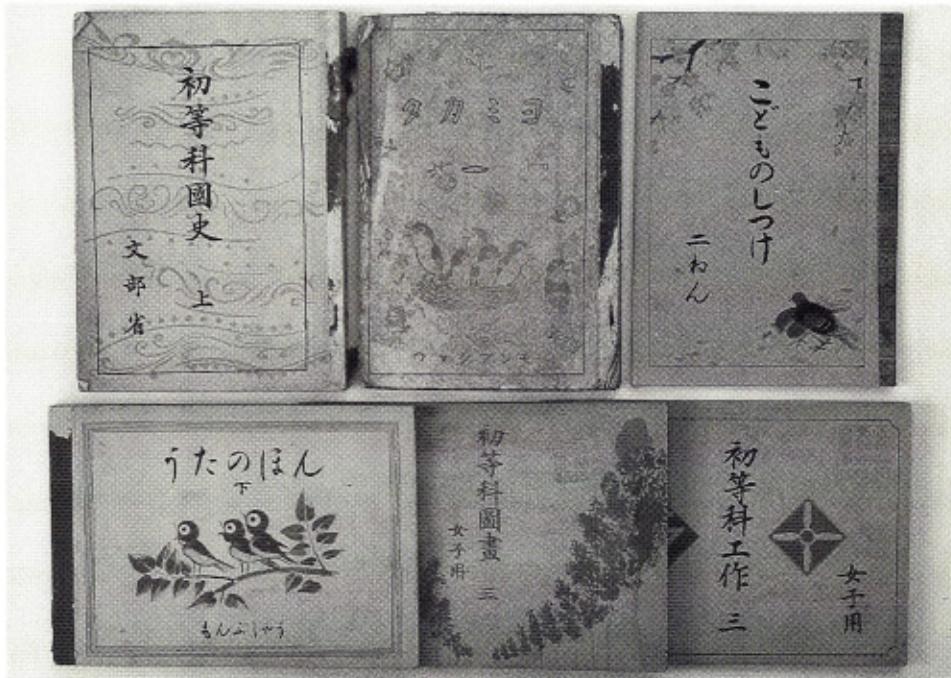
青年学校授業時数

科目 学年		普通科		本科				
		一学年	二学年	一学年	二学年	三学年	四学年	五学年
男 子	修身公民科	20	20	20	20	20	20	20
	普通学科	90	90	50	50	90	90	90
	職業科	60	60	70	70	—	—	—
	体操科	40	40	—	—	—	—	—
	教練科	—	—	70	70	70	70	70
合計		210	210	210	210	180	180	180
女 子	修身公民科	20	20	20	20	20		
	普通学科	80	80	50	50	50		
	職業科	80	80	110	110	110		
	家庭科		30	30	30	30		
	体操科	30	30	30	30	30		
合計		210	210	210	210	210		

出所 青年学校令施行規則（昭和14.4.26）による

義務制となって、川崎航空機工業、各務原陸軍航空廠、航空整備学校にも青年学校が誕生しました。

国民学校教科書



国民学校教科書

皇道派の荒木貞夫陸軍大将が第1次近衛内閣（昭和13年）の文相となり、続いて昭和14年（1939）の平沼騏一郎内閣の文相として再入閣し、徹底した軍国主義教育を推進しました。

荒木文相は国民学校に関する要綱の中に「八紘一宇の肇國精神を顕現すべき次代の大国民を育成せんことを期せる」を強力に主張しています。

昭和16年（1941）2月、国民学校令が公布されて尋常高等小学校に代わる国民学校が生まれました。

国民学校となり、教科書も大幅に改訂されました。第5期の国定教科書は、5教科で、次のようにです。

- ・国民科（修身、国語、国史、地理）
- ・理数科（算数、理科）
- ・体練科（体操、武道）
- ・芸能科（音楽、習字、図画、工作、裁縫）
- ・実業科（高等科のみ）

軍国主義的色彩が強く、学校は国民練成の場となり、児童は少国民と呼ばれました。

初等科6年、高等科2年の8年が義務教育となりました。教科書は「太平洋戦争下、天皇のために死を求めた軍国教科書」といわれました。

修身の教科書



修身の教科書

戦前の日本社会は身分的な上下の関係によって成り立っていました。このような社会にあって、国は忠君愛国の教化に努めました。

明治以降の天皇と国民は「神→天皇→臣→民」という階層的な関係にありながら、情緒的には「天皇（父）→臣民（子）」という家族関係にあると教えました。国は家族的社会から、家族国家の確立をめざしていました。

修身の教科書で説く道徳は「孝」が基本的な構成原理ですが、「孝」が「報恩」と結びつき「忠君愛国」へと変質していきました。国定教科書（1期～5期）の「徳目と人物」は下表のようです。

国定教科書（修身）に現れた徳目と人物（1期～5期）

徳目	人物名
1 孝 行	二宮金次郎、渡辺登、おふさ、上杉鷹山、楠木正成
2 勉 学	二宮金次郎、渡辺登、新井白石、リンカーン
3 兄 弟	二宮金次郎、渡辺登
4 規 律	本居宣長、渡辺登、フランクリン、タゲッサー
5 忍 耐	木村重成、ネルソン、コロンブス
6 勇気、武勇	木村重成、高田屋嘉兵衛、加藤清正、勝安房、ソクラテス
7 謙 通	貝原益軒
8 度 量	橋本左内
9 自立、自営	二宮金次郎、高田屋嘉兵衛、洪沢栄一、フランクリン
10 優 約	上杉鷹山、徳川光圀
11 勤 勉	二宮金次郎、高田屋嘉兵衛、伊能忠敬、フランクリン
12 発明、工夫	井上てん
13 正直、誠実	乃木大将、おつな、ワシントン、リンカーン
14 修養、徳行	中江藤樹
15 健 康	貝原益軒、伴信友
16 師 弟	上杉鷹山
17 真 義	加藤清正、広瀬武夫
18 責 任	久田船長、佐久間艇長
19 規 則	松平定信、春日局、ソクラテス
20 博愛、慈悲	鈴木今右衛門親子、和氣広虫、瓜生岩、石井十次、宮古島の人々、ナイチンゲール
21 公 益	佐太郎、鉄眼、角倉了以、栗田定之丞、古橋源六郎、フランクリン
22 産 業	上杉鷹山、徳川吉宗
23 忠 義	木口小兵、和氣清磨、河野通有、楠木正成・正行、徳川光圀、谷村計介、広瀬中佐、橋中佐、小林環、向後三四郎、加藤建夫、特別攻撃隊

高等女学校の国史教科書

高等女学校の国史教科書



高等女学校は、中学校・実業学校と並んで女子の旧制の女子中等教育機関です。明治28年（1895）に高等女学校規程が定められ、女学校が独立しました。

大正9年（1920）には、修業年限が4年の原則を改め、5年制も認めました。

国史教科書の内容は、忠君愛国を目的とするもので、その特色について、「國体を明徴し、國民精神を涵養する趣旨に基づき、御歴代の天皇の御聖徳並に皇族の御事蹟は、周到な用意を以てこれを顕彰し奉ると共に、よく大義名分を明らかにし、殊に帝国憲法につき、國体の明徴と臣民奉公の道とを昭示することに努めた。」と、国史教科書の著者三浦周行は述べています。

「空襲の心得」のチラシ

空襲の心得



防空は昭和12年（1937）4月5日に公布された防空法、同施行令で市町村に防空計画を設定するよう義務づけました。昭和13年（1938）4月4日、灯火管制法が統一され、より具体的に示されました。これに基づいて県が発行したのが「空襲は必至・防空へ邁進」のチラシです。

内容は、「空襲に対する心得・空襲時の備え・心得ておかねばならぬこと・警戒警報が発せられたら・空襲警報が発せられたら・空襲を受けたら」の6項目からなり、細部にわたっての注意事項を示しています。

軍事郵便



満蒙開拓青少年義勇隊壮行会記念写真
(岐阜県庁前)



軍事郵便

戦地へ出征して行った兵士は、国に残した親・妻・子どもに後ろ髪を引かれる思いであったでしょう。戦地から家族に宛てられた手紙やはがきは軍事郵便といわれ、軍の厳しい検閲があり、検閲済みの便りが家族に届きました。精一杯虚勢を張っているようにみえる文言もありますが、心の内では家族や望郷の念でいっぱいであったと思います。

残された家族や親族をはじめ、国民学校の生徒は、慰問文として戦地の父や兄兵隊さんに「がんばってください。銃後は心配なく。」と手紙を書きました。

多くの軍事郵便が今でも残されて大切にされていることは、家族の絆の強さの表れであると思います。

満蒙開拓青少年義勇隊

昭和の初め、日本の農村は慢性的な恐慌と大凶作のなかで、どん底の生活でした。こうした情勢の中で、満蒙移民が企画されました。最初の移民は東北・北陸・関東の11県の在郷軍人で、492名が昭和7年（1932）に吉林省に入植しました。

開拓団の中に、青少年義勇隊があり、国民学校を卒業した農家の二、三男を訓練し、農兵隊として北満に移民させました。昭和12年（1937）以降は国策として全国的に広く募集されました。

義勇隊員は数え年16歳から19歳の青少年で、茨城県の内原訓練所で3ヶ月の訓練の後、北満に渡りました。ソ連の進攻の際は防備にあらせたので、24,200人が戦死しています。

写真は、満州開拓青少年義勇隊岐阜県隊員の壮行会の記念（昭和14年頃）に撮影されたものです。

村葬

英靈



英靈は死者の靈の尊称で、戦死者の靈魂を意味します。白布で包まれた木の箱の中身は、自分の父や兄の遺灰であるかどうか疑うことは許されませんでした。おごそかに自宅の仏壇・祭壇に安置し、朝夕礼拝しました。

しかし、白布で包まれた木箱の中には、砂・石ころ・1片の紙切れが多く、認識票が入っているのはごくまれでよいほうでした。

昭和24年(1949)、「太平洋戦争による被害総合報告」によると、陸軍114万人強、海軍41.5万人の軍人軍属の死者があったといいます。しかし、当時、まだ陸軍24万人が消息不明といわれていました。

国防資材献納の感謝状

国防資材・軍用機の献納



戦争遂行のためには、巨額の資金が必要です。肥大化する軍事費の調達は、増税・国債の発行でした。それでも不足する軍事費をまかなうため、広く国防献金が勧奨され、日中戦争後国民の献金した総額は25.6億円に達しました。

軍用機の献納運動も翼賛壮年団、町内会、部落会、爱国・国防婦人会、青年団を中心に行われました。陸軍機は「愛国号」、海軍機は「報国号」と命名されました。この運動は町では街頭行進、飛行機からのビラ撒き、映画館の幕間放送などの宣伝が行われました。

衣料切符



衣料切符

昭和13年（1938）、国民総動員法が施行されて以来、経済統制が本格化しました。

昭和17年（1942）1月、政府は「繊維製品配給消費統制規則」を制定公布し、2月から実施しました。

この規則は、繊維製品配給機構の全面的な再編整備と消費面における衣料品の総合切符制の実施を規定したものでした。一般国民に最低限度の衣料品を公平に保証しようとするものが、衣料切符制です。

衣料切符は、甲・乙の二種類があり、甲種（茶色、総点数80点）は主に郡部、乙種（水色、総点数100点）は都市部に配布されました。

衣料切符は、その点数内で衣料品の購入が認められ、織物類23、和服類15、洋服類35、朝鮮服類7、作業被服類13、肌着・身の回り用品類31、運動用品類7、家庭用品類23の計154品目に細分化されました。

例えば、成人男子の場合、国民服1着50点、作業着1着30点、長袖シャツ1枚15点、パンツ1枚5点を買うと100点で、1年間外のものは何も買えませんでした。

代用食



豆ごはん 黒ぼち すいとん
すいとん さつまいものつるの煮物 豆ごはん

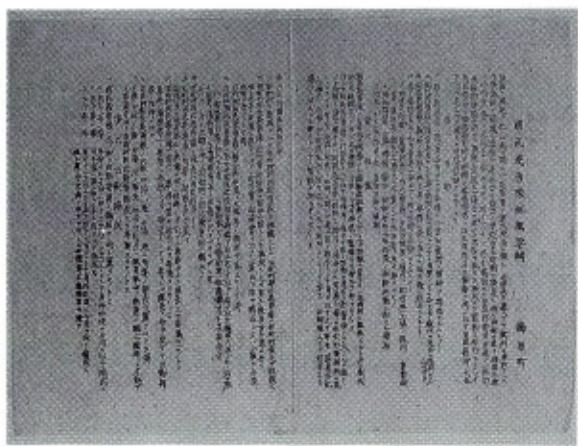
代用食

日中戦争が始まると、あらゆる物資が軍用にまわされるようになって、代用品時代がやってきました。昭和14年（1939）に京都駅に代用駅弁として焼いもが登場しました。昭和16年（1941）には雑草1,000種、動物100種が食糧になると発表されました。主な代用食は次のようにでした。

- ・黒ぼち（芋パン）…………… 生の甘藷をスライスして乾燥し、粉にして約40%の小麦粉を加えて蒸しだんごにする
- ・すいとん…………… 野菜入りのすまし汁に、小麦粉の団子を入れたもの
- ・鬼まんじゅう…………… 小麦粉の蒸しパンにさつまいもが入ったものの
- ・ぞろ…………… 今でいう味噌煮込みうどん
- ・必勝しるこ…………… 番茶に塩味をつけて、更正めんと小麦粉をねり合せただんごを入れたもの
- ・いなごのコロッケ…………… いなごをフライパンでいって、すりつぶし、馬鈴薯と玉ねぎを加えてつくる

その他、さつまいものつるの煮物・うどん寿司・そば寿司などもありました。

国民義勇隊の文書



国民義勇隊

昭和20年（1945）3月23日、国民義勇隊が発足しました。戦争末期であり、米軍の日本上陸、本土決戦を考えての国民義勇隊の組織でした。

義勇隊の業務としては、次のようにです。

1. 防空及び防衛、空襲被害の復旧など
2. 陣地構築、兵器弾薬の補給・輸送
3. 防空、消防、警察活動の補助

国民義勇隊は都道府県・市町村長が長となり、地域・職域・学校ごとに組織されました。年齢は国民学校初等科修了以上から65歳以下の男子、女子は45歳以下でした。

国民義勇隊の発足により、大日本婦人会・翼賛青年団・産業報国団・青年団・部落会・町内会・隣組などは解散し、義勇隊に所属しました。

赤十字社文書



赤十字社

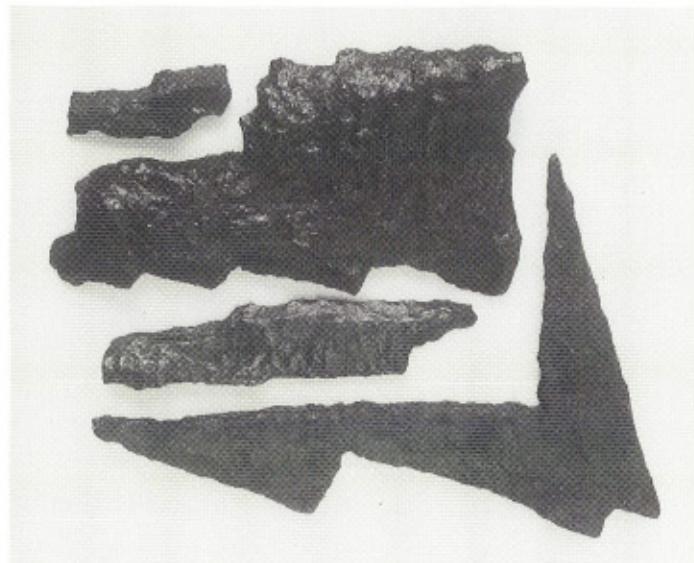
赤十字社は、明治20年（1887）に発足し、皇室・軍の保護のもとに繁栄しました。主な事業は戦傷病者の救護で、平時は一般国民の医療活動に従事しました。

明治43年（1910）の勅令によって、日赤の看護婦は養成所を卒業してから20年間は戦場へ召集される義務がありました。

昭和12年（1937）7月、陸軍省は日赤に戦時救護班出動を指示しました。終戦までに婦長1,888人、看護婦29,562人が召集されました。この間に殉職した日赤看護婦数は、791人と言われています。

社会生活関係

爆弾の破片



地雷爆弾M34、M43

1945年（昭和20年）、6月22日・26日に各務原飛行場一帯に投下された爆弾は、M34（通称1t爆弾）、M43（通称250kg爆弾）の大型の地雷爆弾です。重量や装薬は下記のようです。これらの爆弾が6月22日には「286」トン、6月26日には「694」トンが投下されました。鋭利な刃物状の破片は、爆発とともに四方に飛散し、建物や人畜に大きな被害を与えました。

<様式-M34>

重量 - 960kg

装薬 - 488kg

形状 - 円筒形、黄色に黒文字

用途 - 戦艦、堅固なコンクリート構造物、ダム爆破

<様式-M43>

重量 - 225kg

装薬 - 121kg

形状 - 円筒形、黄色に黒文字

用途 - 鉄橋、地下鉄、軽巡洋艦、コンクリートドック爆破

M 6 9 燃夷弾



燃夷弾

燃夷弾にはエレクトロン燃夷弾、油脂燃夷弾、黄磷燃夷弾の三つがあります。アメリカが日本空襲で投下した燃夷弾の中で、最も多かったのがM 6 9 燃夷弾でした。正式名はAN-M 6 9 ポンド燃夷弾で、直径約8cm、長さ約50cmの六角柱の鉄製筒の中にナパーム剤をつめたものです。一発の親弾から38発のM 6 9 燃夷弾が地上約700mの上空からばらまかれました。M 6 9 は麻布製のリボン尾を引きながら落下しました。日本では「親子燃夷弾」といいました。

M 4 7 燃夷弾は正式名称AN-M 4 7 A-2 100ポンド1B燃夷弾といいます。炸裂型燃夷弾として最も多く投下されました。この燃夷弾は投下されると建物の屋根を突き抜け、爆発して即座に大きな災害をおこしたので、これが後続機の目標として最適でした。B 2 9 の先導機は必ず搭載したといいます。

大砲の砲弾



大砲の砲弾

明治3年（1870）、加納藩は各務野で大砲試発を実施しましたが、加納藩は翌年の廃藩置県で無くなりました。代わって名古屋鎮台による大砲試験場が各務原台地に開設されました。明治6年（1873）に、三井山に向かって長さ500m、幅218mの原野を買収して試射場となりました。以後拡張され、明治22年（1889）には、中山道以南の入会地はほとんど演習場になりました。

日清戦争後、大砲の性能は進歩し、発射点を現鵜沼第二小学校の南方にしましたが、三井山を越えて民家に被害を与えました。大砲場は明治30年代の後半に廃止となりました。

当時の大砲の砲弾が今も残っていますが、詳細は分かりません。

陶製の手榴弾

陶製の手榴弾

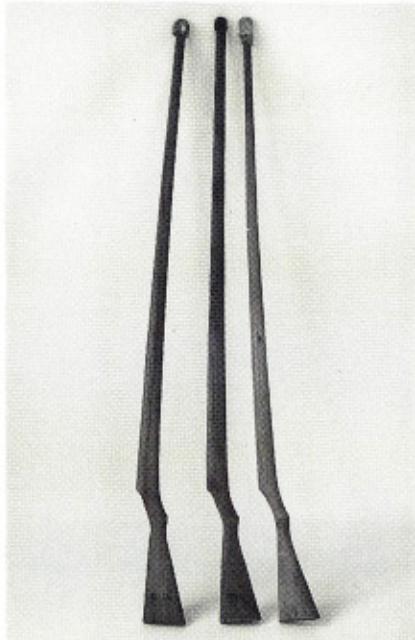


日本陸軍の手榴弾は大正10年（1921）に採用されました。爆発時間が旧型では7～8秒で長かったのですが、99・97式は4～5秒と短縮されました。

戦争末期は資源不足のため、陶製の手榴弾が開発されました。

木 銃

木銃と木製なぎなた



国民学校高等科の男子生徒が体練科の武道の時間や軍事教練の時間に、歩兵銃のかわりに担いだのが木銃です。一方、女子の5年生以上は、弓道やなぎなたを習得することになりました。

木銃は銃剣術の作法がありました。はじめは、ワラ人形をめがけて突く練習をしました。

めいさい 迷彩ネット



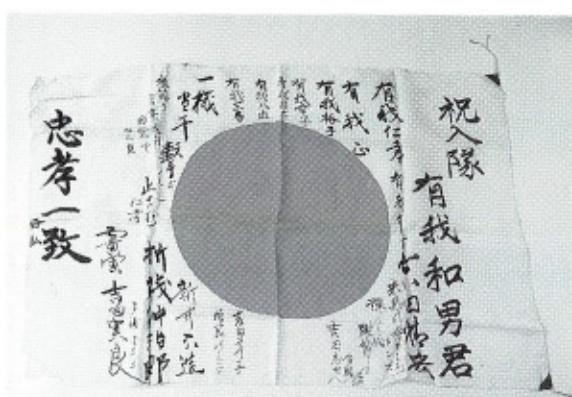
迷彩ネット

昭和19年（1944）になると、アメリカ空軍のB29の空襲が激しくなりました。各務原の飛行場や航空廠、川崎などの軍需工場は、飛行機を避難させるための地下壕や掩体壕、誘導路の建設に着手しました。

掩体壕は飛行機1～3機を爆撃の爆風から守るためにコの字型に土壤を築いたものです。

この掩体壕に飛行機を入れ、飛行機を迷彩ネットで覆い、ネットに木の枝などをさして上空から発見されないようにカムフラージュしました。

日章旗の寄せ書き



入営祝い

召集令状が届くと、決められた日までに連隊区まで出頭しなければなりません。その日までに、身支度などの準備が必要です。奉公袋に軍隊手帳や召集令状など必要なものを整えました。

出征の祝い事なども行われました。出征に際して家族や親せきの人は隣組や婦人会などと協力して、千人針・出征幟・日章旗の寄せ書き・入営餞別などを準備して武運長久と出征を祝いました。

しかし、出征する人数が多くなると、見送りの簡素化を求める行政通知が出され、戦局の悪化とともに派手な見送りはなくなっていました。

慰問袋

慰問袋



戦線の兵士に慰問袋を送ることが奨励され、出征兵士の家庭・隣保班・婦人会・青年団・学校・在郷軍人会などで作られました。

中身は、子どもの作文や絵、本・菓子・ゲーム類・雑誌などです。出征が日常的になってくると、既製品化し、デパートなどでも販売されるようになりました。

軍 票

軍 票



軍票は軍用手票のことで、軍隊がその占領地において軍需品の調達のために使用する特殊紙幣です。

日本軍が発行した軍票は日清戦争・日露戦争にはじまり、日中戦争では中国で、太平洋戦争では東南アジア地域に多くの種類を出しています。

日中戦争のはじめの頃は、日本の紙幣と同じデザインに軍用手票と印刷されたものが使用されました。占領の長期化にともなって、デザインはその国に親しまれるものを使い、軍用手票の文字も消して増発しました。

太平洋戦争中に発行された軍票は当時の円に換算して、194億円にのぼると言われています。

軍票の乱発は各地にインフレを招き、例えはフィリピンでは物価が143倍、マレーでは108倍、ビルマでは87倍、スマトラでは17倍になったといわれています。軍票は占領地域の人々の生活を苦しめました。



八紘一宇

昭和15年（1940）7月、第二次近衛内閣は基本国策要綱を閣議決定しました。その基本方針に、「皇國の国是は八紘を一宇とする肇國の大精神に基づき世界平和の確立を招来することをもって根本とし、まず皇國を中心として日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亜新秩序を建設せんとするにあり、これがため皇國自ら速やかに新事態に即応する不抜の国家体制を確立し、國家の総力をあげて国是の具現に邁進す」とあります。

八紘一宇の「八紘」は、八方の非常に遠い果て、「一宇」とは一つの家のことで、世界を一つの家にする意味です。一人の統治者の下に世界の隅々まで統合し世界を一つの家族とすることに意味をもち、「八紘一宇」は国策のスローガンとなりました。

国民学校に関する要綱にも「八紘一宇の肇國精神を顕現すべき次代の大国民を育成せんことを期せり」とありました。

資 料 目 錄

戦時資料一覧表

衣料関係

中分類	小分類	数量	頁
1. 陸 軍	① 軍服 上下	4	56
	② 軍服 上	41	56
	③ 軍服 下	13	57
	④ 軍服 上着	12	57
	⑤ 軍服 付属	1	57
	⑥ 航空靴	2	57
	⑦ 騎兵服	1	57
	⑧ 整備作業服	1	57
	⑨ 病人服	2	57
	⑩ ベルト	3	58
	⑪ 防寒コート	25	58
	⑫ カッパ	1	58
	⑬ 軍人帽	12	58
	⑭ 鉄かぶと	10	59
	⑮ 卷脚紺	30	59
	⑯ 皮脚紺	4	59
	⑰ 軍靴	26	59
	⑱ 長靴	4	60
	⑲ 航空靴	1	60
	⑳ 手袋	1	60
	㉑ 軍足	5	60
	㉒ 雜のう	10	60
	㉓ 図のう	7	60
	㉔ 背のう	4	61
	㉕ 被甲	1	61
	㉖ 襟章	16	61
	㉗ 肩章	12	61
	㉘ 略章	5	61
	㉙ 胸章	4	61
	㉚ 奉公章	1	61
	㉛ 週番士官懸章	1	62
	㉜ 奉公袋	9	62
	㉝ 貴重品袋	2	62
	㉞ その他	17	62
2. 海 軍	① 将校(少佐)軍服 上下	3	62
	② 将校(少佐)軍服 上	2	62
	③ 軍服 上	4	63
	④ 海兵隊軍服	2	63
	⑤ 予科練制服	1	63
	⑥ セーラーカラー	1	63
	⑦ 海軍中着・下着・褲	6	63
	⑧ ペンネット	3	63
	⑨ 軍帽	5	63
	⑩ 小物入れ袋・衣のうなど	6	63

3. 軍人各種記章	① 明治二十七八年従軍記章	2	63
	② 明治三十七八年従軍記章	7	63
	③ 昭和六乃至九年事変従軍記章	2	64
	④ 支那事変従軍記章	20	64
	⑤ 黥六等瑞宝章	3	64
	⑥ 黥六等單光旭日章	1	64
	⑦ 功七級金鶴勳章	2	64
	⑧ 黥七等青色桐葉章	3	65
	⑨ 黥八等瑞宝章	1	65
	⑩ 黥八等白色桐葉章	14	65
	⑪ 黥章	2	65
	⑫ 記章	15	65
	⑬ 記章等のとめ具	3	65
	⑭ その他の記章	8	65
4. 在郷軍人会	① 会員徽章	61	66
	② その他	7	66
5. 軍人援護団体	① 帝国義勇艦隊建設之章	3	66
	② 軍友会・援護会員章	3	66
	③ 軍人遺族記章	1	66
	④ 大政翼賛会	1	67
	⑤ その他	5	67
6. 日本赤十字社	① 明治時代	10	67
	② 昭和時代	1	67
	③ その他	1	67
7. 婦人会	① 愛國婦人会(たすき・会員章など)	9	67
	② 国防婦人会たすき	3	67
	③ 大日本婦人会	1	68
	④ 将校婦人会員章	2	68
	⑤ 千人針	7	68
8. 記念章	① 昭和大礼記念章	6	68
	② 成婚記念メダル	1	68
	③ 紀元二千六百年記念章	3	68
	④ 韓国併合	1	68
9. 航空廠帽子	① 航空廠帽子	1	68
	② 航空廠工員肩章	8	68
	③ 航空廠階級章	2	69
10. その他の記念章	① 奉仕	2	69
	② 武徳会・報徳会	2	69
	③ その他	4	69
11. 市民の衣服	① 国民服関係	7	69
	② もんべなど	3	69
	③ 一つ身	1	69
	④ 学制服関係	9	69
	⑤ チョッキなど	2	70
	⑥ 警防團関係	4	70
12. 市民の日用品	① 紙製かぶと	2	70

	② 防空ずきん	8	70
	③ ゲートル	2	70
	④ ポタン	35	70
	⑤ 挺身袋	1	70
	⑥ 非常袋	1	70
	⑦ ランドセル・カバン	6	70
	⑧ 足袋型・仕立方	14	70
	⑨ リュック	2	71
	⑩ 鼻緒製造器	2	71
	⑪ 布団端切れ	1	71
	⑫ 靴下の更生型紙	11	71
	⑬ 下駄	1	71
	⑭ 扇子	8	71
	⑮ 製縫	4	71
13. 進駐軍関係	① ネックレス・イヤリング・指輪	16	71
	② くさり	8	71
	③ スカーフ・ショール	3	71

食 関 係

中 分 類	小 分 類	数 量	頁
1. 記 念 盃	① 満期・従軍記念盃(陶器)	44	73
	② 満期・従軍記念盃(木盃)	10	73
	③ 満期・従軍記念盆	5	74
	④ 満期・従軍記念徳利	3	74
	⑤ 満期・従軍記念ふろしき	1	74
	⑥ 記念品	2	74
2. 軍 人 食 器	① 飯盒	11	74
	② 水筒	23	74
	③ 陸軍食器	12	75
	④ 海軍食器	10	75
	⑤ 弁当箱・配当函	5	75
3. 代 用 品 等	① 道具(製めん器・手巻煙草など)	11	75
	② 陶器(やかん・キセル・湯呑)	11	76
	③ 米びつ(ジュラルミン)	3	76
	④ 煙草関係	22	76
	⑤ その他	8	76

住 関 係

中 分 類	小 分 類	数 量	頁
1. 軍 用 品	① 一人用テント	5	77
	② 行李	8	77
	③ カバン	3	77
	④ 私物箱	1	77
	⑤ 寝具(シーツ・ベット)	7	77
	⑥ その他	2	77
2. 生 活 用 品	① 門標・看板	8	77
	② 電灯カバー	2	78
	③ フック	8	78
	④ 湯たんぽ	6	78
	⑤ 進駐軍関係	5	78
	⑥ その他	16	78

芸能・娯楽関係

中 分 類	小 分 類	数 量	頁
1. 紙 芝 居	① 紙芝居	55	79
	② 紙芝居広告など	19	80
2. レコード・おもちゃなど	① 歌本	4	80
	② レコードなど	17	80
	③ フィルム	1	81
	④ おもちゃなど	13	81
	⑤ オルガン	1	81

文 献 関 係

中 分 類	小 分 類	数 量	頁
1. 軍 関 係	① 日清戦争(詔勅・証書)	7	82
(1) 明治時代	② 日露戦争(訓示・詔勅・感謝状など)	16	82
	③ 賞状・証書・文書など	18	82
(2) 大正時代	① 記章授与願	3	83
	② 徵集猶予証書	4	83
	③ 徵兵保険領収証書	10	83
	④ 証書・賞状・証明書など	7	83
	⑤ その他	10	83
(3) 昭和時代	① 年金証書	4	84
	② 戰時名簿	7	84
	③ 復員・除去名簿など	4	84
	④ 入営文書など	15	84
	⑤ 採用証書・通知書	8	85
	⑥ 任命書	7	85
	⑦ 従軍証明書	12	85
	⑧ 解除・解員証明書	3	85
	⑨ その他の通知文書	18	85
	⑩ 戦死者綴・死亡告知書など	11	86
	⑪ 戦没者の補償など	3	86
	⑫ 賞状・感謝状	7	86
	⑬ 軍人の心得・規約	12	86
	⑭ 軍人の手引書など	14	87
	⑮ その他の文書	10	87
	⑯ 軍隊の教科書	56	87
	⑰ 軍人勅諭など	16	89
	⑱ 詔書・軍隊手帳 ア、開戦・終戦詔書	10	89
	イ、軍隊手帳	16	89
	⑲ 出征と死 ア、餉別帳	2	90
	イ、遺言状	8	90
	ウ、弔詞	15	90
	⑳ 叙勲 ア、叙勲証書など	15	90
	イ、叙勲関係綴	13	91
	㉑ 徵兵保険料領収書など	15	91
	㉒ 軍人の戦後処理 ア、復員軍人状況調査	4	91
	イ、軍人家族台帳	7	92
	ウ、戦没者遺族台帳	8	92
	エ、遺族関係文書	8	92
	㉓ 軍人援護会 ア、銃後奉公会	2	92
	イ、軍人援護会	2	92
	ウ、防空協会	3	92
	エ、義勇会	1	93
	オ、その他の文書	5	93
	㉔ 在郷軍人会 ア、在郷軍人会名簿	8	93
	イ、在郷軍人会賞状	4	93

	ウ、歌など	7	93
	㉕ 軍用犬関係文書 ア、賞状	2	93
	イ、審査証	2	94
	㉖ 航空廠関係文書 ア、文書	3	94
	イ、名簿	1	94
	ウ、修了証など	7	94
	エ、本・ノートなど	11	94
	オ、その他の文書	11	94
2. 市民生活関係	① 翼賛訓	1	95
(1) 大政翼賛会	② 委嘱書	2	95
	③ 入団文書など	6	95
(2) 常会	① 時報	5	95
	② 手引書・村葬関係など	6	95
(3) 警防団 (消防団)	① 任命書	7	95
	② 手帳・編成表など	7	96
	③ 防空関係文書	4	96
(4) 婦人会	① 愛国婦人会会員証	10	96
	② 愛国婦人会嘱託状	6	96
	③ 愛国婦人会感謝状	6	96
	④ 挨拶状など	5	97
(5) 青年団	① 前宮村青年団	13	97
	② 鵜沼青年団	5	97
	③ 那加・蘇原・各務・日置江	5	97
	④ 連合青年団	2	98
(6) 報徳会	① 会報	5	98
	② その他	9	98
(7) 武徳会	① 武徳会員之証	1	98
(8) 赤十字	① 訓示	2	98
	② 会員証書	9	98
	③ 書状	6	98
(9) 昭和大礼記念	① 大礼記念章之証	3	99
	② その他	3	99
(10) 罹災・引揚者文書	① 罹災証明書	2	99
	② 引揚証明書	4	99
	③ 引揚者名簿	1	99
	④ 引揚者給付金文書	14	99
	⑤ 引揚者文書	4	99
	⑥ その他の証明書	2	100
(11) 債券	① 支那事変行賞金賜国庫債券	17	100
	② 支那事変割引国庫債券	2	100
	③ 戦時貯蓄債券	48	100
	④ 大東亜戦争割引国庫債券	1	101
	⑤ 戦時報国債券	16	101
	⑥ その他の債券	5	101
(12) 貯蓄	① 郵便貯金通帳	10	101
	② 大東亜戦争貯金通帳	4	102

	③ 各種貯金通帳	18	102
	④ 通知文書・台帳写など	5	102
	⑤ 部隊の通帳など	3	102
	⑥ 福券	8	103
	⑦ 受領証	19	103
	⑧ 特別据置貯金証書	3	103
	⑨ 当座小切手帳	2	103
	⑩ 領収書	6	103
	⑪ 出資証券	13	104
3. 学校関係	① 教育勅語	7	104
(1) 教育勅語	② 勅語の取扱いなど	7	104
(2) 修業証書	① 明治時代（前渡・敬恪・前宮・蘇原）	15	104
	② 大正時代（蘇原・前宮）	12	105
	③ 昭和時代（蘇原・前宮・敬恪・各務）	12	105
(3) 卒業証書	① 明治時代（前宮）	3	105
	② 大正時代（蘇原）	6	105
	③ 昭和時代（蘇原・前宮）	14	106
(4) 謝辞	① 謝辞	1	106
(5) 各種長の任命書	① 学友団長	6	106
	② 級長	7	106
	③ 副級長	6	106
(6) 賞状	① 明治時代（前宮）	2	107
	② 大正時代（蘇原）	4	107
	③ 昭和時代（前宮・蘇原・各務）	37	107
	④ 善行賞状	4	108
	⑤ 褒状	16	108
(7) 小学校文書	① 学校手牒	1	108
	② 通信表	14	108
	③ その他の文書	11	109
(8) 中等学校等の文書	① 岐阜県立岐阜中学校	2	109
	② 岐阜高等女学校	6	109
	③ 加納高等女学校	2	109
	④ 第一工業学校	2	109
	⑤ 富田高等女学校	2	109
	⑥ 前宮中学校	2	109
	⑦ その他	5	110
(9) 青年学校	① 前宮農業青年学校	4	110
	② 各務農業補習学校	2	110
	③ 蘇原村農業補習学校	10	110
	④ 農業青年訓練所	5	110
	⑤ 農業青年学校	7	110
	⑥ 各務青年学校	4	111
	⑦ 更木農業補習学校	2	111
	⑧ その他の青年学校	4	111
	⑨ 青年学校手帳	2	111

4. 教科書関係 (1) 小学校 教科書 児童用	① 算術	15	111
	② 算数	9	111
	③ 修身	23	112
	④ 公民	11	112
	⑤ 国史	16	113
	⑥ 地理	22	113
	⑦ 歴史	4	114
	⑧ 書き方手本	24	114
	⑨ 読本	36	114
	⑩ 国語	10	115
	⑪ 理科	16	115
	⑫ 図画・工作	7	116
	⑬ 家事・裁縫	5	116
	⑭ 唱歌	7	116
	⑮ 新定学帖	2	116
(2) 中学校 教科書	⑯ その他の文献	7	116
	① 国語	33	117
	② 習字	3	117
	③ 国史	11	117
	④ 英語	11	118
	⑤ 数学	9	118
	⑥ 作文	3	118
	⑦ 修身	4	118
	⑧ 地理	5	119
	⑨ 物理・化学・植物・生物など	14	119
	⑩ 図画	1	119
	⑪ 音楽	2	119
(3) 女学校 教科書	⑫ その他	6	119
	① 修身	4	119
	② 国文	7	120
	③ 国史	4	120
	④ 音楽・図画など	7	120
(4) 工業学校 教科書	⑤ その他	7	120
	① 国語	4	120
	② 歴史	6	120
	③ 修身	3	121
	④ 数学	5	121
	⑤ 物理・化学	4	121
	⑥ 機械	4	121
(5) 青年学校 教科書	⑦ その他	3	121
	① 教練	10	121
	② 教本	3	122
	③ 修身及公民	1	122
(6) 師範教科書	④ 掛軸	3	122
	① 国語	15	122
	② 修身	4	122

	③ 歴史	6	122
	④ 数学	6	123
	⑤ 生物・物理など	7	123
	⑥ 製図・音楽など	7	123
	⑦ 女子教科書	9	123
(7) 小学校 教科書教師用	① 国語	6	123
	② 修身	5	124
	③ 算数	5	124
	④ 理科・自然	5	124
	⑤ 地理・歴史	3	124
	⑥ 図画・工作	8	124
	⑦ 音楽	3	124
	⑧ 家事・裁縫	3	125
	⑨ 教練など	5	125
	⑩ その他	3	125
(8) 中学校 参考書	① 代数	8	125
	② 幾何	12	125
	③ 英語	4	125
	④ その他の参考書	5	126
5. 雑誌・書籍・ 写真関係	① 週報	124	126
(1) 週報	② 写真週報	1	127
(2) 雑誌	① 主婦の友	21	127
	② 婦人雑誌	7	127
	③ 婦人俱楽部	17	127
	④ 子供雑誌	24	128
	⑤ 週刊誌	7	129
	⑥ 家の光	11	129
	⑦ 経済誌	4	129
	⑧ 幼児本	14	129
	⑨ その他雑誌類	33	130
(3) 文書・書籍	① 行政発行文書・本など	11	130
	② 戦意高揚	28	131
	③ 参考書など	15	131
	④ 戦争物語	26	132
	⑤ 日記	4	132
	⑥ 皇室関係	4	133
	⑦ 地図	16	133
	⑧ 音楽関係 ア、フィルハーモニー	94	133
	イ、その他	11	134
	⑨ その他	8	134
(4) 新聞・スク ラップ	① 新聞	19	134
	② 切り抜きなど	1,343	135
	③ スクラップブック	10	135
(5) はがき	① 軍事郵便はがき	215	135
	② 軍事郵便手紙	23	136

	③ 郵便はがき・手紙	63	136
	④ 愛国婦人会絵はがき	13	137
	⑤ 絵はがき	193	137
(6) 児童・生徒 作品	① ポスター・絵	13	138
	② 習字	2	138
(7) 写真	① 軍人	49	138
	② 軍隊・戦争	116	139
	③ 各務原の軍隊	53	140
	④ 各務原	71	140
	⑤ 婦人会写真	17	141
	⑥ アルバムなど	134	141
	⑦ 複写写真資料	144	141
6. 町村通知文など	① 配給関係	6	145
	② 衣料切符	23	145
	③ 供出	14	145
	④ 慰問	2	146
	⑤ 食糧増産対策	50	146
	⑥ 町村民動員通知	3	147
	⑦ 土地関係文書	5	147
	⑧ 軍馬・煙草・養蚕関係	13	147
	⑨ 信用組合	10	147
	⑩ 役場文書	22	147

社会生活関係

中 分 類	小 分 類	数 量	頁
1. 銃弾・爆弾の破片	① 爆弾の破片(米軍投下のもの)	16	149
	② 不発弾	1	149
	③ 銃弾・薬莢	37	149
	④ 焼夷弾	8	149
	⑤ その他	17	150
2. 銃・刀	① 日本刀・サーベル	5	150
	② 銃・銃剣と備品など	13	150
3. 軍工具など	① 円匙	6	150
	② 望遠鏡	2	151
	③ 石柱など	4	151
4. 航空機部品	① プロペラの一部	7	151
	② 車輪	10	151
	③ 計器類・無線関係	9	151
	④ 機体の一部	23	151
	⑤ プロペラのカバーなど	6	152
5. 航空機の工具	① 工具類	12	152
	② 航空機用脚立	3	152
	③ 部品輸送箱など	5	152
6. 戀・日章旗	① 入営戔	11	152
	② 日章旗の寄せ書き	13	153
	③ 各団体旗など	13	153
	④ 御守・慰問袋	4	153
7. 貨幣	① 日本紙幣	5	153
	② 日本硬貨	1,141	154
	③ 軍票	10	154
	④ 外国紙幣	8	154
8. 生活用品	① 時計・ラジオ・カメラ	22	155
	② 学用品(代用品)など	16	155
	③ その他	61	155

通番	受付番号	年月日	資料名	作成者
衣料関係				
1. 陸軍				
① 軍服 上下				
1	A887	明治32年	軍服 上下(陸軍・軍曹)	
2	C6	昭和17年製	軍服 上下	
3	C23	昭和22年7月支給	軍服 上下(ベルト付・米軍で支給されたもの)	
4	C6	年月日未詳	軍服(儀式用・小尉・歩兵)上下(飾り3種4点付き)	
② 軍服 上				
5	C227	大正7年製	軍服 上(五号)	
6	C6	大正末昭和初め	軍服 上(在郷軍人・歩兵)	
7	C227	昭和12年製	軍服 上(四号)	
8	C62	昭和13年製	軍服 上(九八式・五号)	
9	C69	昭和13年製	軍服 上(九八式・四号)	
10	C435	昭和13年製	軍服 上(昭五式・四号)	
11	C6	昭和15年製	軍服 上(九八式・夏用・一号)	
12	D55	昭和16年製	軍服 冬服上	
13	C62	昭和17年製	軍服 上(九八式・六号)	
14	C69	昭和17年製	軍服 上(四号)	
15	C438	昭和17年製	軍服 上(六号)	
16	C435	昭和18年製	軍服 上(三号)	
17	C6	昭和19年製	軍服 上(三式・夏用) 2点	
18	C6	昭和19年製	軍服 上(防暑服・南方用)	
19	C22	昭和19年製	軍服 上(小号)	
20	C45	昭和19年製	軍服 上(中号)	
21	C47	昭和19年製	軍服 上(三式)	
22	C48	昭和19年製	軍服 上(中号)	
23	C62	昭和19年製	軍服 上(三式・大号)	
24	C160	昭和19年製	軍服 上(中号)	
25	C373	昭和19年製	軍服 上	
26	C376	昭和19年製	軍服 上(中号) 2点	
27	C376	昭和20年製	軍服 上(中号)	
28	C58	年月日未詳	軍服 上(肩章付き)	
29	C74	年月日未詳	軍服 上 (戦後戦災で焼け出された人に役場から支給された)	
30	C75	年月日未詳	軍服 上	
31	C234	年月日未詳	軍服 上	
32	C247	年月日未詳	軍服 上	
33	C253	年月日未詳	軍服 上	
34	C253	年月日未詳	軍服 上(歩兵第19聯隊第11中隊)	
35	C300	年月日未詳	軍服 上 2点	
36	C304	年月日未詳	軍服 上 2点	
37	C324	年月日未詳	夏衣 上(軍服)	
38	C324	年月日未詳	夏衣 上	

通番	受付番号	年月日	資料名	作成者
39	C347	年月日未詳	軍服 上	
40	D56	年月日未詳	軍服 上 冬服上	2点

③ 軍服 下

41	C227	大正9年製	軍服 下 (二号)	
42	C467	昭和9年製	軍服 下	
43	C435	昭和16年製	軍服 下 (五号)	
44	C22	昭和18年製	軍服 下 (三式・小号・ベルト付)	
45	C47	昭和18年製	軍服 下 (九八式・三号)	
46	C69	昭和18年製	軍服 下 (三号)	
47	C324	昭和18年製	軍服 下 (冬服下)	
48	C6	昭和19年製	軍服 ズボン (夏用)	
49	C69	昭和19年製	軍服 下 (中号・三式)	
50	C160	昭和20年製	軍服 下 (小号)	
51	C253	年月日未詳	軍服 下 (歩兵大9聯隊第11中隊)	
52	C300	年月日未詳	軍服 下	
53	D56	年月日未詳	軍服 冬服下	

④ 軍服 下着

54	C6	昭和16年製	防寒下着	
55	C324	昭和16年製	袴下 (軍服)	
56	C162	昭和17年4月	消災祈願下着	
57	C6	昭和19年製	股引	
58	C376	昭和19年製	軍服下着 下 (大)	2点
59	C151	戦時中	メリヤスのシャツ (配給品)	
60	C6	年月日未詳	シャツ	
61	C6	年月日未詳	股引	
62	C253	年月日未詳	下着 上 (歩兵第19聯隊)	
63	D56	年月日未詳	軍人用パンツ	2点

⑤ 軍服 付属

64	C460	年月日未詳	名称不明 (軍服の付属)
----	------	-------	--------------

⑥ 航空廠

65	C234	年月日未詳	航空服 上下
66	C411	年月日未詳	航空兵の服

⑦ 騎兵服

67	C58	年月日未詳	騎兵用ズボン
----	-----	-------	--------

⑧ 整備作業服

68	C172	昭和19年製	陸軍整備用作業服
----	------	--------	----------

⑨ 病院服

69	C23	昭和15年製	病人服 (大)
----	-----	--------	---------

通番	受付番号	年月日	資料名	作成者
70	C23	昭和18年製	病人服(小)	
⑩ ベルト				
71	C22	昭和19年製	ベルト	
72	C23	年月日未詳	ベルト	
73	C30	年月日未詳	ベルト	
⑪ 防寒コート				
74	C403	昭和10年製	マント(フード付き)	
75	C227	昭和12年製	軍服 外套(四号)	
76	C22	昭和14年製	軍服 外套(九八式・二号)	
77	C62	昭和14年製	軍服 コート(大号)	
78	C227	昭和14年製	軍服 夏用外套(三号)	
79	C47	昭和15年製	軍服 コート(九八式・三号)	
80	C69	昭和15年製	軍服 コート(大号)	
81	C324	昭和15年製	軍服 外套	
82	C435	昭和16年製	軍服 外套(六号)	
83	C227	昭和17年製	軍服 夏用外套(中号)	
84	C69	昭和18年製	コート(九八式・三号)	
85	C418	昭和18年購入	将校マント(フード付き)	
86	C438	昭和18年製	軍服 外套(三号)	
87	C69	昭和19年製	軍服 コート(大号)	
88	C156	昭和19年	外套	
89	C274	昭和19年製	軍服 雨外被	
90	C6	年月日未詳	軍服 フード	
91	C6	年月日未詳	軍服 コート(飾り2種4点付き)	
92	C69	年月日未詳	コート(軍服か)	
93	C75	年月日未詳	軍服 コート	
94	C234	年月日未詳	外套	
95	C300	年月日未詳	軍服 外套	
96	C304	年月日未詳	軍服 外套	2点
97	C438	年月日未詳	軍服 外套	
⑫ カッパ				
98	D56	年月日未詳	兵士のカッパ	
⑬ 軍人帽				
99	C160	昭和11年製	軍帽	
100	C6	昭和17年製	軍帽	
101	C6	昭和19年製	軍帽	
102	A261	年月日未詳	軍帽	
103	A892	年月日未詳	軍帽	
104	C6	年月日未詳	軍帽	
105	C6	年月日未詳	軍帽(儀式用)(羽根1点付き)	
106	C48	年月日未詳	復員時の帽子	

通番	受付番号	年月日	資料名	作成者
107	C168	年月日未詳	軍帽	
108	C255	年月日未詳	軍帽	
109	C304	年月日未詳	軍帽	2点

⑭ 鉄かぶと

110	C9	昭和5年	鉄かぶと（九十式）	2点
111	A252	年月日未詳	鉄かぶと	
112	C75	年月日未詳	鉄かぶと	2点
113	C102	年月日未詳	鉄かぶと	
114	C119	年月日未詳	鉄かぶと	
115	C169	年月日未詳	鉄かぶと	
116	C196	年月日未詳	鉄かぶと	
117	D56	年月日未詳	鉄かぶと	

⑮ 卷脚絆

118	C152	昭和18年頃	ゲートル	
119	C418	昭和18年購入	卷脚絆	
120	C6	年月日未詳	ゲートル	
121	C7	年月日未詳	ゲートル	
122	C22	年月日未詳	ゲートル	
123	C75	年月日未詳	ゲートル	2点
124	C78	年月日未詳	ゲートル	
125	C186	年月日未詳	ゲートル	2点
126	C227	年月日未詳	ゲートル	
127	C232	年月日未詳	ゲートル	
128	C253	年月日未詳	脚絆	
129	C290	年月日未詳	ゲートル片足分（白）	
130	C347	年月日未詳	脚絆	
131	C349	年月日未詳	脚絆	
132	C435	年月日未詳	ゲートル	6点
133	C436	年月日未詳	ゲートル	
134	C460	年月日未詳	キャバン	2点
135	C467	年月日未詳	ゲートル	
136	D53	年月日未詳	ゲートル	2点
137	D54	年月日未詳	ゲートル	
138	D82	年月日未詳	卷脚絆	

⑯ 皮脚絆

139	C414	昭和17年	脚絆（革製）	
140	C47	年月日未詳	脚絆（革製）	
141	C227	年月日未詳	ゲートル（革製）	
142	C304	年月日未詳	脚絆（革製）	

⑰ 軍靴

143	C245	昭和13年製	軍靴
-----	------	--------	----

通番	受付番号	年月日	資料名	作成者
144	C416	昭和16年製	軍靴	
145	C22	昭和17年製	軍靴	
146	C474	昭和18年製	軍靴（兵隊用）	
147	A251	年月日未詳	軍靴	
148	C168	年月日未詳	軍靴	
149	C474	年月日未詳	軍靴	
150	C474	年月日未詳	軍靴（下士官用）	
151	C474	年月日未詳	軍靴（下士官用・布製）	
152	C474	年月日未詳	軍靴（兵隊用）	
153	C227	年月日未詳	編上靴	
154	D82	年月日未詳	編上靴	
155	D82	年月日未詳	靴底	12点
156	D82	年月日未詳	上靴	2点

⑧ 長靴

157	C47	年月日未詳	長靴
158	C75	年月日未詳	長靴
159	C227	年月日未詳	長靴
160	C304	年月日未詳	長靴

⑨ 航空靴

161	C78	年月日未詳	航空靴
-----	-----	-------	-----

⑩ 手袋

162	C1	年月日未詳	防寒手袋
-----	----	-------	------

⑪ 軍足

163	A262	年月日未詳	軍隊用靴下	5点
-----	------	-------	-------	----

⑫ 雜のう

164	C168	昭和16年製	雑のう
165	C56	昭和18年製	雑のう
166	C75	昭和19年製	雑のう
167	C78	昭和19年	雑のう
168	C245	昭和19年製	雑のう
169	C22	年月日未詳	雑のう
170	C51	年月日未詳	雑のう
171	C78	年月日未詳	雑のう
172	D54	年月日未詳	雑のう
173	D82	年月日未詳	雑のう

⑬ 図のう

174	C421	昭和12年支給	図のう（陸軍将校用）
175	C161	昭和18年～終戦	図のう
176	C226	年月日未詳	図のう